

厚生労働省発社援1002第1号

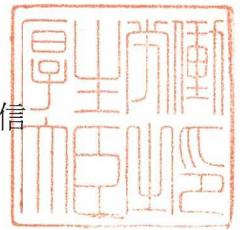
令和元年10月2日

独立行政法人福祉医療機構

理事長 中村 裕 一 殿

厚生労働大臣

加藤 勝 信



平成30事業年度における業務の実績に関する評価結果について（通知）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第4項の規定に基づき、貴法人の平成30事業年度における業務の実績に関する評価結果について、別添のとおり通知する。

1．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人福祉医療機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成 3 0 年度（第 4 期）
	中期目標期間	平成 3 0 年度～令和 4 年度

2．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		厚生労働大臣		
	法人所管部局	社会・援護局 社会・援護局障害保健福祉部 医政局 年金局 労働基準局	担当課、責任者	社会・援護局福祉基盤課 宇野 禎晃 福祉基盤課長 社会・援護局障害保健福祉部企画課 野村 知司 企画課長 医政局医療経営支援課 樋口 浩久 医療経営支援課長 年金局資金運用課 石川 賢司 資金運用課長 労働基準局労災保険業務課 園田 宝 労災保険業務課長
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官室 溝口 進 政策評価官

3．評価の実施に関する事項
令和元年 8 月 2 日に法人の理事長・監事からのヒアリング及び外部有識者からの意見聴取を実施した。

4．その他評価に関する重要事項
特になし

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		30年度	元年度	2年度	3年度
		B			
評価に至った理由	項目別評価は14項目中、Aが3項目、Bが10項目、Cが1項目であり、うち重要度「高」であるものはAが3項目、Bが1項目ある。 加えて、全体の評価を引き下げる事象はなかったことから、厚生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評価の評価基準に基づき算出した結果、Bとした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	子育て安心プランに基づく待機児童解消に必要な受け皿の整備や地域包括ケアシステム、地域共生社会の実現が求められる中、必要な施設整備の資金等の融資を実施するにあたって、福祉医療貸付制度の周知・広報回数や協調融資金融機関数など、定量面において計画を達成する実績をあげているだけでなく、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、社会福祉施設等及び医療施設等の維持及び存続を図りつつ、貸付債権区分別に適正な期中管理を実施していること等、定性面においても多くの実績をあげていることは高く評価できる。 一方で、経費の節減においては、当期の定量目標を達成出来ていないため、事務の効率化や人員配置の最適化を推進し、中期目標最終年度において定量目標を達成出来るよう経費の節減に努めてもらいたい。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に重大な影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	経費の節減において、当期の定量目標を達成出来ていないため、事務の効率化や人員配置の最適化を推進し、中期目標最終年度において定量目標を達成出来るよう経費の節減に努めてもらいたい。
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	【監事からの意見】 業務執行は適正に行われている。また、理事長のリーダーシップのもと、目標に対する業務の進捗状況や実績管理を経営陣がマネジメントし、各部門それぞれが求められる役割を適切に果たし、しっかりと成果に結びつけていると評価している。
その他特記事項	特になし

様式 1－1－3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	3 0 年度	元年 度	2年 度	3年 度	4年 度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
福祉医療貸付事業	A○重					1－1	
福祉医療経営指導事業	A○重					1－2	
社会福祉振興助成事業	B					1－3	
退職手当共済事業	<u>B</u> ○重					1－4	
心身障害者扶養保険事業	B					1－5	
福祉保健医療情報サービス事業 （WAM N E T事業）	A○重					1－6	
年金担保貸付事業及び労災年金担 保貸付事業	B					1－7	
承継年金住宅融資等債権管理回収 業務	B					1－8	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		3 0 年度	元年 度	2年 度	3年 度	4年 度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
業務・システムの効率化と情報化の推進		B					2－1	指標設定困難
経費の節減		C重					2－2	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
運営費交付金以外の収入の確保		B					3－1	指標設定困難
自己資金調達による貸付原資の確保								
不要財産の国庫納付								
Ⅳ．その他の事項								
効率的かつ効果的な業務運営体制の整備		B					4－1	指標設定困難
内部統制の充実		B					4－2	指標設定困難
人事に関する事項		B					4－3	指標設定困難

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	福祉医療貸付事業		
業務に関連する政策・施策	VIII－2－1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第1号、2号、第3号、第5号及び第6号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対する長期・固定・低利の資金の提供等によりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号 705・713

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度			3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
制度の周知・広報 回数（計画値）	100 回以上	－	100 回以上	100 回以上	100 回以上	100 回以上	100 回以上		予算額（千円）	41,126,966				
制度の周知・広報 回数（実績値）	－	126 回	126 回						決算額（千円）	37,772,043				
達成度	－	－	126.0%						経常費用（千円）	43,815,149				
協調融資金融機関 数（計画値）	最終年度に 65 機関以上増加	－	13 機関 以上	13 機関 以上	13 機関 以上	13 機関 以上	13 機関 以上		経常利益（千円）	△ 2,875,705				
協調融資金融機関 数（実績値）	－	362 機関	13 機関 (372 機関)						行政サービス実施コ スト（千円）	3,726,006				
達成度	－	－	100.0%						従事人員数	152.52				
実地調査等の実施 先数（計画値）	55 貸付先以上	－	55 貸付先 以上	55 貸付先 以上	55 貸付先 以上	55 貸付先 以上	55 貸付先 以上							
実地調査等の実施 先数（実績値）	－	88 貸付先	74 貸付先											
達成度	－	－	134.5%											

（注）一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																				
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価													
					業務実績	自己評価	評価													
	第3 国民に対して提供するサービスの質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスの質の向上に関する事項は、次のとおりとし、1～8の各項目を一定の事業等のまとまりとする。 1 福祉医療貸付事業 少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤の整備、地域包括ケアの推進、地域における小児・周産期医療体制の充実や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げら	第1 国民に対して提供するサービスの質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 福祉医療貸付事業 少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤の整備、地域包括ケアの推進、地域における小児・周産期医療体制の充実や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられている。	第1 国民に対して提供するサービスの質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 福祉医療貸付事業 福祉医療貸付事業については、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先としつつ、貸付債権の適正な管理	<主な定量的指標> ① 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を毎年度 100 回以上実施する。 ② 協調融資金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間最終年度と比べて65機関以上増加させる。 ③ 今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等を毎年度55貸付先以上に実施する。 <その他の指標> なし	<主要な業務実績> ① 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報については、平成30年度において126回実施した。 ② 協調融資金融機関数については、平成30年度において13機関を増加させ、協調融資制度の利用者が速やかに民間資金を活用できる体制の整備を推進した。 ③ 今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等を74貸付先に実施した。 (実績) ○福祉貸付 <table><tr><td>区 分</td><td>平成30事業年度</td></tr><tr><td>貸付契約額</td><td>162,441,900 千円</td></tr><tr><td>資金交付額</td><td>176,526,300 千円</td></tr></table> ○医療貸付 <table><tr><td>区 分</td><td>平成30事業年度</td></tr><tr><td>貸付契約額</td><td>49,358,000 千円</td></tr><tr><td>資金交付額</td><td>69,693,000 千円</td></tr></table>	区 分	平成30事業年度	貸付契約額	162,441,900 千円	資金交付額	176,526,300 千円	区 分	平成30事業年度	貸付契約額	49,358,000 千円	資金交付額	69,693,000 千円	<評定と根拠> 評定：A ○ 福祉貸付事業においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の推進する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備に係る補助対象事業への支援として、特別養護老人ホーム等に対する融資率の引上げによる優遇融資（120件）、子育て安心プランの実現に向けた保育所等の整備に対する融資率の引上げによる優遇融資（403件）等を実施した結果、平成30年度における審査実績は785件 139,965 百万円、貸付契約額は162,442 百万円、資金交付額は176,526 百万円となり、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するとともに、当該施設に従事する介護職員等の新たな雇用の創出に貢献することができた。 さらに、国の政策を踏まえた新たな融資メニューとして、待機児童の解消に向けた保育の受け皿を増やす政策を推進するため、新たに融資対象施設に企業主導型保育事業を追加し、保育関連施設及び放課後児童クラブについて貸付利率を据置期間中無利子とする融資制度を創設した。また、障害者総合支援法の改正に伴い、新たに自立生活援助事業及び就労定着支援事業を融資対象に追加し、養護老人ホーム等の老朽施設の改築整備に対し、新たに融資対象施設に軽費老人ホーム（A型及びB型）を追加して融資率を拡充する融資制度（融資率90%）を創設し、共生型サービス等を提供する社会	評価	A
						区 分	平成30事業年度													
貸付契約額	162,441,900 千円																			
資金交付額	176,526,300 千円																			
区 分	平成30事業年度																			
貸付契約額	49,358,000 千円																			
資金交付額	69,693,000 千円																			
<評定に至った理由> ○ 福祉貸付事業においては、国の福祉政策に即した施設整備を支援する観点から、特別養護老人ホーム等に対する融資率の引上げによる優遇融資（120件）子育て安心プランの実現に向けた保育所等の整備に対する融資率の引上げによる優遇融資（403件）等を実施した結果、平成30年度における審査実績は785件 139,965 百万円、貸付契約額は162,442 百万円、資金交付額は176,526 百万円となり、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進した。 さらに、平成30年度においては、新たな融資メニューとして、融資対象施設に企業主導型保育事業の追加や保育関連施設及び放課後児童クラブについて貸付利率を据置期間中無利子とする融資制度の創設を行った。 ○ 医療貸付事業においては、国の医療施策に即した施設整備を支援する観点から、病院の耐震化整備事業に対する融資率の引上げによる優遇融資（29件）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備に係る補助対象事業																				

	れている。 こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先としつつ、貸付債権の適正な管理を行うことが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	こうした国の政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先としつつ、貸付債権の適正な管理を行うことが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	を行うこととし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。			福祉施設等を整備する際の融資条件を統一した。 ○ 医療貸付事業においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の医療施策に即して病院の耐震化整備事業に対する融資率の引上げによる優遇融資（29 件）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備に係る補助対象事業への支援として病院等に対する融資率の引上げによる優遇融資（7 件）、医療機能分化の観点から、特定病院（規模の大きな病院及び専門的な医療を行う病院）に対する融資限度額の特例を適用する優遇融資（29 件）及び中小規模病院に対する融資率の引上げを適用する優遇融資（27 件）等を実施した結果、平成 30 年度における審査実績は 79 件 116,433 百万円、貸付契約額は 49,358 百万円、資金交付額は 69,693 百万円となり、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進することができた。 さらに、国の政策を踏まえた新たな融資メニューとして、地域包括ケアシステムの構築を推進するために、介護医療院に対する融資制度を創設し、地域医療構想に基づいた病院の建築資金に係る貸付利率を基準金利同率とする融資制度を創設、診療所を新設する場合の対象に、在宅療養支援（歯科）診療所及びかかりつけ医機能を有する診療所を追加し、介護老人保健施設の融資限度額の加算区分に、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、訪問看護、短期入所療養介護の中から複合的に在宅支援を行うためのサービスを提供する場合と看取りを行う場合を追加した。	への支援として病院等に対する融資率の引上げによる優遇融資（7 件）、医療機能分化の観点から、特定病院（規模の大きな病院及び専門的な医療を行う病院）に対する融資限度額の特例を適用する優遇融資（29 件）及び中小規模病院に対する融資率の引上げを適用する優遇融資（27 件）等を実施した結果、平成 30 年度における審査実績は 79 件 116,433 百万円、貸付契約額は 49,358 百万円、資金交付額は 69,693 百万円となり、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進した。 さらに、平成 30 年度においては、新たな融資メニューとして、地域包括ケアシステムの構築を推進するために、介護医療院に対する融資制度を創設したほか、地域医療構想に基づいた病院の建築資金に係る貸付利率を基準金利同率とする融資制度を創設、診療所を新設する場合の対象に、在宅療養支援（歯科）診療所及びかかりつけ医機能を有する診療所を追加し、介護老人保健施設の融資限度額の加算区分に、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、訪問看護、短期入所療養介護の中から複合的に在宅支援を行うためのサービスを提供する場合と看取りを行う場合を追加した。 ○ 周知・広報に関しては、ガイ
	（１）国の福祉医療	（１）政策優先度に	（１）政策優先度に	＜評価の視点＞ ○ 毎年度、国と協	○ 平成 30 年度末における貸付審査の実績は、次のとおりで		

	政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。	即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉医療貸付事業を実施する。	即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等に対し、融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。	議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。	ある。なお、前年度比で福祉貸付は 61,694 百万円減少しているが、介護職員をはじめとした人員不足等を理由として民間の社会福祉施設等が施設整備に慎重な姿勢となっていることが背景として考えられる。 《福祉貸付》（金額の単位：百万円） <table><tr><th rowspan="2">施設の種類</th><th colspan="2">平成 30 年度</th><th colspan="2">平成 29 年度</th><th rowspan="2">前年度比 (金額)</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>老人福祉関係施設</td><td>172</td><td>78,595</td><td>294</td><td>140,420</td><td>56.0%</td></tr><tr><td>うち特養</td><td>134</td><td>73,940</td><td>244</td><td>131,902</td><td>56.1%</td></tr><tr><td>児童福祉関係施設</td><td>448</td><td>46,671</td><td>475</td><td>42,553</td><td>109.7%</td></tr><tr><td>うち保育所</td><td>403</td><td>41,081</td><td>341</td><td>28,225</td><td>145.5%</td></tr><tr><td>障害者福祉関係施設</td><td>162</td><td>13,784</td><td>200</td><td>16,789</td><td>82.1%</td></tr><tr><td>その他</td><td>3</td><td>915</td><td>14</td><td>1,898</td><td>48.2%</td></tr><tr><td>計</td><td>785</td><td>139,965</td><td>983</td><td>201,659</td><td>69.4%</td></tr></table> 《医療貸付》（金額の単位：百万円） <table><tr><th rowspan="2">施設の種類</th><th colspan="2">平成 30 年度</th><th colspan="2">平成 29 年度</th><th rowspan="2">前年度比 (金額)</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>病院</td><td>40</td><td>107,532</td><td>37</td><td>77,783</td><td>138.2%</td></tr><tr><td>介護老人保健施設</td><td>7</td><td>4,299</td><td>33</td><td>17,533</td><td>24.5%</td></tr><tr><td>介護医療院</td><td>1</td><td>550</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>診療所等</td><td>31</td><td>4,052</td><td>45</td><td>4,852</td><td>83.5%</td></tr><tr><td>計</td><td>79</td><td>116,433</td><td>115</td><td>100,168</td><td>116.2%</td></tr></table> ○ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備や子育て安心プランの実現に向けた保育所整備等、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を行うため、地方公共団体の意見を踏まえるとともに厚生労働省関係部署と調整するなど、国及び地方公共団体と緊密に連携し、平成 30 年度融資方針を策定した。 なお、平成 30 年度融資方針については、利用者や関係機関等への一層の周知を図るため、機構ホームページに公表するとともに、都道府県・指定都市・中核市、受託金融機関及び協調融資金融機関あて通知した。	施設の種類	平成 30 年度		平成 29 年度		前年度比 (金額)	件数	金額	件数	金額	老人福祉関係施設	172	78,595	294	140,420	56.0%	うち特養	134	73,940	244	131,902	56.1%	児童福祉関係施設	448	46,671	475	42,553	109.7%	うち保育所	403	41,081	341	28,225	145.5%	障害者福祉関係施設	162	13,784	200	16,789	82.1%	その他	3	915	14	1,898	48.2%	計	785	139,965	983	201,659	69.4%	施設の種類	平成 30 年度		平成 29 年度		前年度比 (金額)	件数	金額	件数	金額	病院	40	107,532	37	77,783	138.2%	介護老人保健施設	7	4,299	33	17,533	24.5%	介護医療院	1	550	-	-	-	診療所等	31	4,052	45	4,852	83.5%	計	79	116,433	115	100,168	116.2%	○ 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」等を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について周知するとともに、貸付業務の円滑な実施を推進するため、地方公共団体や関係団体に融資制度の P R（126 回）を行うなど、制度周知を積極的に実施した。 ○ 国の福祉医療政策に即した施設整備に係る資金需要を踏まえ、社会福祉施設及び医療関連施設等の整備計画の早期段階から事業者に対する的確な融資相談等に応じる態勢を整備し、利用者ニーズの把握や建物の機能性等、長期にわたる安定経営が可能となるよう、機構職員が有する専門性を活かした多面的な支援・助言等を積極的に行った。（相談実績：福祉貸付 1,483 件、医療貸付 129 件） ○ 民間金融機関との協調融資の促進を図る観点から、民間金融機関が開催する研修会（2 回）や機構が開催する受託金融機関業務研修会議（4 回）において、経営サポートセンターと連携して、機構が保有する社会福祉施設及び医療関連施設に関するデータや福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。 ○ 全国地方銀行協会との意見交換会については、厚生労働省及び財務省をメンバーに加え、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組み等について意見交換（2 回）を行った。 また、民間金融機関との広範な連携を図るため、全国銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会及び全国信用組合中央協会との意見交換(8回)を行った。	ドライン等の関係機関への公表、地方公共団体や関係団体への融資制度の P R（126 回）を行うなど、制度周知を積極的に行った。 ○ 国の福祉医療政策に即した施設整備の円滑な推進の観点から、社会福祉施設及び医療関連施設等の整備計画の早期段階から事業者に対する的確な融資相談等に応じる態勢を整備し、利用者ニーズの把握や建物の機能性等、長期にわたる安定経営が可能となるよう、機構職員が有する専門性を活かした多面的な支援・助言等を積極的に行ったことも評価できる。（相談実績：福祉貸付 1,483 件、医療貸付 129 件） ○ 民間金融機関との協調融資の促進を図る観点から、民間金融機関が開催する研修会（2 回）や機構が開催する受託金融機関業務研修会議（4 回）において、経営サポートセンターと連携して、機構が保有する社会福祉施設及び医療関連施設に関するデータや福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。 ○ 全国地方銀行協会との意見交換会については、厚生労働省及び財務省をメンバーに加え、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組み等について意見交換（2 回）を行った。 また、民間金融機関との広範
施設の種類	平成 30 年度		平成 29 年度		前年度比 (金額)																																																																																														
	件数	金額	件数	金額																																																																																															
老人福祉関係施設	172	78,595	294	140,420	56.0%																																																																																														
うち特養	134	73,940	244	131,902	56.1%																																																																																														
児童福祉関係施設	448	46,671	475	42,553	109.7%																																																																																														
うち保育所	403	41,081	341	28,225	145.5%																																																																																														
障害者福祉関係施設	162	13,784	200	16,789	82.1%																																																																																														
その他	3	915	14	1,898	48.2%																																																																																														
計	785	139,965	983	201,659	69.4%																																																																																														
施設の種類	平成 30 年度		平成 29 年度		前年度比 (金額)																																																																																														
	件数	金額	件数	金額																																																																																															
病院	40	107,532	37	77,783	138.2%																																																																																														
介護老人保健施設	7	4,299	33	17,533	24.5%																																																																																														
介護医療院	1	550	-	-	-																																																																																														
診療所等	31	4,052	45	4,852	83.5%																																																																																														
計	79	116,433	115	100,168	116.2%																																																																																														
	また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、金融環境	また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、金融環境の	また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、地域医療介護総合確	○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化等の	○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の改善及び優遇措置を講じた。 a 待機児童の解消に向けた国の施策を支援するため、企業主導型保育事業の融資制度を創設した。（実績：3 件 77.3 百万円） b 障害者総合支援法の改正により自立生活援助事業所及び																																																																																														

	の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。	変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。 （関連指標） ○政策融資による施設整備実績 ・借入申込受理実績 ・審査実績 ・貸付契約実績 ・資金交付実績 ・政策に即した優遇融資実績 ・政策への貢献度（整備定員数） ○災害対応実績 ・意見交換会開催実績 ・個別融資相談会開催実績 ・訪問相談実績 ・借入申込受理実績 ・審査実績 ・貸付契約実績 ・資金交付実績	保基金を活用した施設整備、耐震化整備、保育所等の整備に係る資金需要や、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。	緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。	就労定着支援事業所が創設されたことに伴い、上記事業に対する融資制度を創設した。 c 待機児童の解消に向けた国の施策を支援するため、保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る優遇融資について、据置期間中無利子となるよう優遇内容を拡充した。（実績：406 件 41,731 百万円） d 養護老人ホーム等の老朽施設の改築整備に係る優遇融資について、軽費老人ホーム（A・B 型）、介護老人保健施設、介護医療院を対象施設に追加した。（2 件 435 百万円） e 地域共生社会の実現に向けて、一体的に社会福祉施設等を整備する際は、施設ごとに異なる融資条件を統一することとした。（18 件 7,630 百万円） f 介護医療院に対する融資制度を創設した。（1 件 550 百万円） g 地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域医療構想に基づいた病院の建築資金に係る貸付利率を基準金利同率とする融資制度の創設や、診療所を新設する場合の対象に、在宅療養支援（歯科）診療所及びかかりつけ医機能を有する診療所を追加するとともに、介護老人保健施設の融資限度額の加算区分に、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、訪問看護、短期入所療養介護の中から、複合的に在宅支援を行うためのサービスを提供する場合、看取りを行う場合を追加した。（7 件 9,938 百万円） h 地域医療総合確保基金の対象となる事業に係る優遇融資について、介護医療院を対象施設に追加した。（1 件 550 百万円） i 平成 30 年 7 月豪雨、台風 19 号から 21 号、平成 30 年北海道胆振東部地震に係る災害復旧を支援するため、特別優遇融資を実施した。（3 件 94 百万円） ○ 平成 30 年度末における政策への貢献度（主な施設の定員（病床）増加数）は、次のとおりである。 <table><tr><th>施設の種類</th><th>平成 30 年度</th><th>平成 29 年度</th><th>前年度比</th></tr><tr><td>特別養護老人ホーム</td><td>9,243 人</td><td>15,243 人</td><td>60.6%</td></tr><tr><td>保 育 所</td><td>16,304 人</td><td>20,662 人</td><td>78.9%</td></tr><tr><td>病 院</td><td>728 床</td><td>466 床</td><td>156.2%</td></tr></table>	施設の種類	平成 30 年度	平成 29 年度	前年度比	特別養護老人ホーム	9,243 人	15,243 人	60.6%	保 育 所	16,304 人	20,662 人	78.9%	病 院	728 床	466 床	156.2%	さらに、規制改革実施計画について適切に対応し、対応結果については全国地方銀行協会等の意見交換会等で周知を行った。 ○ 併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及を図るため、原則として全ての借入申込者に対して、融資相談時に協調融資制度を案内したうえ、民間金融機関（メインバンク）の支援体制等の確認を徹底したほか、行政機関や福祉医療関係団体を訪問し、機構の融資制度及び協調融資制度の周知・広報活動を行った。また、協調融資制度に加入していない民間金融機関に対してはアンケートを実施するなど、併せ貸しの利用の向上に資するための取組みを実施した結果、中期計画（目標 65 機関増加）に対して 13 機関拡大し、制度利用者が円滑に民間資金を活用することができる体制整備を推進した。 ○ 昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取り巻く経営環境については、介護報酬及び診療報酬の改定を受け依然として厳しい状況が続いているが、このような厳しい経営環境の中で、貸付先からの返済相談に対し迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、地域の社会福祉施設及び医療施設等の維持・存続を図ることが機構の役割であることを認識しつつ、既往貸付金の貸出条件緩和等により積極的に支援することができた。 ○ 正常先・要注意先の管理の高度化等を図る取組みとして、平成 29 年度に新たに策定した基準を用いて、実地調査先の選定及びイエローゾーンの抽出を行い、業況注視先の管理については、「業況注視先の業務手順マニュアル」に基づき、業況注視先から定期的に報告を受けるとともに、実地調査等にて経営的な助言を行い、信用リスク分科	な連携を図るため、全国銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会及び全国信用組合中央協会との意見交換（8 回）を行ったことは民業補完の観点から評価できる。 ○ 併せ貸し（協調融資制度）の一層の普及を図るため、原則として全ての借入申込者に対して、融資相談時に協調融資制度を案内したうえ、民間金融機関（メインバンク）の支援体制等の確認を徹底したほか、行政機関や福祉医療関係団体を訪問し、機構の融資制度及び協調融資制度の周知・広報活動を行った。また、協調融資制度に加入していない民間金融機関に対してはアンケートを実施するなど、併せ貸しの利用の向上に資するための取組みを実施した結果、中期計画（目標 65 機関増加）に対して 13 機関拡大し、制度利用者が円滑に民間資金を活用することができる体制整備を推進したことも民業補完の観点から評価できる。 ○ 地域の社会福祉施設及び医療施設等の維持・存続を図るため、貸付先からの返済相談に対し迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、既往貸付金の貸出条件緩和等により積極的に支援を行った点は評価できる。 ○ 正常先・要注意先の管理の高度化等を図る取組みとして、平成 29 年度に新たに策定した基準を用いて、実地調査先の選
施設の種類	平成 30 年度	平成 29 年度	前年度比																				
特別養護老人ホーム	9,243 人	15,243 人	60.6%																				
保 育 所	16,304 人	20,662 人	78.9%																				
病 院	728 床	466 床	156.2%																				
	（2）政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、	（2）政策融資を効果的かつ効率的に実施するた	（2）政策融資を効果的かつ効率的に実施するた	○ 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療	○ 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を通じた連携強化を図るために、以下の取組を行った。		○ 正常先・要注意先の管理の高度化等を図る取組みとして、平成 29 年度に新たに策定した基準を用いて、実地調査先の選																

	福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を実施し、地方公共団体等との連携強化を図ること。 (3) 利用者の円滑な資金調達に資する観点から、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、民業補完の観点から協調融資の普及に努めること。	め、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を実施し、地方公共団体等との連携強化を図る。 (関連指標) ○ 貸付制度周知広報活動実績 ・個別融資相談件数 ・訪問相談実績 (3) 利用者の円滑な資金調達に資するよう、民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。	め、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報等を実施し、利用者等が福祉医療貸付制度に関する情報を得られるよう、地方公共団体等との連携強化を図る。 (3) 利用者の円滑な資金調達に資するよう、民間金融機関と協調した融資を推進するため、これまでの融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施する。	貸付制度の周知・広報を実施し、地方公共団体等との連携強化を図っているか。 ○ 融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供しているか。	a 貸付業務の円滑な実施を推進するため、各融資メニューに係る優遇内容に応じた周知広報用のチラシを作成のうえ、福祉医療関係団体や地方公共団体を訪問し、融資制度のPRを行った。(実績：126回) b 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント(ガイドライン)」等を利用者、協調融資金融機関及び地方公共団体などの関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知を行った。 ○ 民間金融機関との協調融資を促進する観点から、次の取組みを行った。 a 民間金融機関が開催する研修会において、機構が保有する社会福祉施設や医療関連施設に関するデータ等を提供した。(実績：5機関) b 全国地方銀行協会、厚生労働省及び財務省との意見交換会を開催し、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組み等について意見交換を行った。(実績：2回) また、民間金融機関との広範な連携を図るため、全国銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会及び全国信用組合中央協会との個別意見交換を実施した。(実績：8回) さらに、規制改革実施計画について適切に対応し、対応結果については全国地方銀行協会等の意見交換会等で周知を行った。 c 機構が開催する受託金融機関業務研修会議において、福祉医療経営指導事業と連携し、福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。(実績：4回) d 受託金融機関に対して、デフォルト先及び今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先(以下「イエローゾーン先」という。)の特徴等を踏まえた与信判断のポイントについて講義を行った。(実績：4回)	会において、状況を報告した。また、期中管理強化の観点から、破綻懸念先以下のうち貸付残高1億円以上の貸付先について実地調査を実施し、実態把握と経営改善指導に努めた。 ○ 近年、数多くの自然災害が発生するなか、災害で被災した貸付先に対しては、元利金返済猶予の措置を講じるなど、迅速かつきめ細やかな対応を実施した。 平成30年7月豪雨で被災した5貸付先(6資金)から当面6か月間の返済猶予の申出を受け、実地調査において個別説明のうえ、元利金返済猶予の措置を講じた。また、6か月での返済再開が困難な1貸付先(1資金)については、実地調査によるフォローアップ調査を実施の上で、返済猶予措置を延長した。 平成30年北海道胆振東部地震で被災した5貸付先(13資金)からの当面6か月間の返済猶予の申出を受け、実地調査において個別説明のうえ、元利金返済猶予の措置を講じた。また、6か月での返済再開が困難な1貸付先(1資金)については、実地調査によるフォローアップ調査を実施の上で、返済猶予措置を延長した。 平成28年熊本地震に係る返済猶予先については、6か月間での返済再開が困難な6貸付先のうち3貸付先に対し、実地調査によるフォローアップ調査を実施した。また、返済猶予期限の到来を迎えるが返済再開が困難な1貸付先については、さらに返済猶予措置を延長した。 ○ 債権悪化の未然防止として、貸付先に係る平成29年度決算に基づきイエローゾーン先の抽出を行ったうえで、継続的なフォローを実施している先を中心に実地調査等を実施し、経営動向、財務状況の把握及び収支改善に向けた方策の提示を行うことにより、リスク管理債権化の未然防止を図ったほか、短期延滞先に係る傾向分析を行	定及びイエローゾーンの抽出を行い、業況注視先の管理については、「業況注視先の業務手順マニュアル」に基づき、業況注視先から定期的に報告を受けるとともに、実地調査等にて経営的な助言を行い、信用リスク分科会において、状況を報告したこと。また、期中管理強化の観点から、破綻懸念先以下のうち貸付残高1億円以上の貸付先について実地調査を実施し、実態把握と経営改善指導に努めたことは社会福祉施設及び医療施設等の維持・存続を図る観点から評価できる。 ○ 災害復旧に関する支援としては、平成30年7月豪雨で被災した5貸付先(6資金)から当面6か月間の返済猶予の申出を受け、実地調査において個別説明のうえ、元利金返済猶予の措置を講じた。また、6か月での返済再開が困難な1貸付先(1資金)については、実地調査によるフォローアップ調査を実施の上で、返済猶予措置を延長した。平成30年北海道胆振東部地震で被災した5貸付先(13資金)からの当面6か月間の返済猶予の申出を受け、実地調査において個別説明のうえ、元利金返済猶予の措置を講じた。平成28年熊本地震に係る返済猶予先については、6か月間での返済再開が困難な6貸付先のうち3貸付先に対し、実地調査によるフォローアップ調査を実施したことに加え、返済猶予期限の到来を迎え
--	---	---	---	--	---	---	--

	また、協調融資金融機関数について拡大するなど、制度の充実を図るとともに、適切な運用を行うこと。	また、協調融資金融機関数について拡大するなど、制度の充実を図るとともに、適切な運用を行う。 (関連指標) ○協調融資取組実績 ・協調融資実績 ・社会福祉施設及び医療関係施設に関するノウハウ及びデータ提供実績 ・全国地方銀行協会等との意見交換会開催実績 ・受託金融機関業務研修会開催実績	また、協調融資の一層の普及を図るため、協調融資金融機関数を拡大するとともに、民間金融機関関係団体との協調融資制度等についての意見交換及び民間金融機関や行政担当者が参加するセミナー等における周知・広報活動を行う。	○ 協調融資金融機関数について拡大するなど、制度の充実を図るとともに、適切な運用を行っているか。	○ 協調融資機関数については、上記②のとおり、中期計画（目標 65 機関増加）に対して、13 機関拡大した。 なお、引き続き協調融資機関数を拡大すべく、協調融資制度に加入していない民間金融機関に対してアンケートや訪問説明を実施するなど、積極的な制度周知及び加入促進を行った。 ○ 児童福祉事業及び障害者福祉事業については、事業規模が比較的小さいこと、また、補助金や交付金などの補助割合が高いことなどから、協調融資制度の利用が低調となっている。それらの事業特性も踏まえた上で、更なる協調融資制度の利用促進を図るため、次の取組みを行った。 a 融資相談時に全ての事業者に対して協調融資制度を案内するとともに、民間金融機関（メインバンク）による支援体制の状況確認を徹底した。 b 福祉医療関係団体や地方公共団体を訪問した際には、機構の融資制度と併せて協調融資制度について説明するとともに、一層の普及に向けて意見交換を行った。（実績：126 回（再掲）） c 機構が開催する受託金融機関業務研修会議において、機構の融資制度と併せて協調融資制度の説明を行うなど、一層の普及を図るための周知・広報活動等を行った。（実績：4 回（再掲）） d 全国地方銀行協会等との意見交換会において、協調融資制度の一層の普及に向けた要望・課題について、率直な意見交換を通じて認識の共有を図った。（実績：2 回（再掲）） ○ 平成 30 年度における協調融資の実績は、次のとおりである。 <table><caption>【福祉貸付】 (件、%)</caption><tr><th></th><th>審査件数</th><th>協調融資件数</th><th>割合</th></tr><tr><td>老人福祉関係施設</td><td>172</td><td>87</td><td>50.6</td></tr><tr><td>児童福祉関係施設</td><td>448</td><td>109</td><td>24.3</td></tr><tr><td>障害福祉関係施設</td><td>162</td><td>36</td><td>22.2</td></tr><tr><td>その他</td><td>3</td><td>1</td><td>33.3</td></tr><tr><td>計</td><td>785</td><td>233</td><td>29.7</td></tr></table> <table><caption>【医療貸付】 (件、%)</caption><tr><th></th><th>審査件数</th><th>協調融資件数</th><th>割合</th></tr><tr><td>病院</td><td>40</td><td>32</td><td>80.0</td></tr><tr><td>介護老人保健施設</td><td>7</td><td>5</td><td>71.4</td></tr></table>		審査件数	協調融資件数	割合	老人福祉関係施設	172	87	50.6	児童福祉関係施設	448	109	24.3	障害福祉関係施設	162	36	22.2	その他	3	1	33.3	計	785	233	29.7		審査件数	協調融資件数	割合	病院	40	32	80.0	介護老人保健施設	7	5	71.4	い、信用リスク分科会に報告のうえ、危険情報の共有化及び関係部署へフィードバックした。また、改善計画が策定困難な貸付先を対象とした「経営計画策定・実施の手順」の見直しを行ったうえで、対象貸付先に提供することで、経営改善に向けた取組みを実施した。 ○ 《参考》平成 30 年度末におけるリスク管理債権比率については 3.17%（対前中期目標期間最終年度実績（2.37%）比 133.8%）となり、平成 29 年度よりも上昇した。 この主な要因としては、平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年北海道胆振東部地震により被災した貸付先に対し、元利金返済猶予の措置を講じたことに加え、介護施設（ユニット型特養）等における経営悪化などが挙げられる。 ○ 以上のとおり、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、子育て安心プランの実現に向けた保育所等の整備、病院の耐震化整備事業など、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応して円滑な基盤整備を支援するとともに、民業補完の観点から協調融資制度の普及に努めた。 また、債権管理においても、施設の維持・存続が機構の役割であることを踏まえ、貸出条件緩和等による積極的な支援と	るが返済再開が困難な 1 貸付先については、さらに返済猶予措置を延長するなど、被災地支援に資する取組みを積極的に実施していることが認められる。 ○ 債権悪化の未然防止として貸付先に係る平成 29 年度決算に基づくイエローゾーン先のうち、継続的なフォローを実施している先を中心に実地調査等を実施し、経営動向、財務状況の把握及び収支改善に向けた方策の提示を行うことにより、リスク管理債権化の未然防止を図ったほか、短期延滞先に係る傾向分析を行い、信用リスク分科会に報告のうえ、危険情報の共有化及び関係部署へフィードバックした。また、改善計画が策定困難な貸付先を対象とした「経営計画策定・実施の手順」の見直しを行ったうえで、対象貸付先に提供することで、経営改善に向けた取組みを実施した。 ○ 以上のとおり、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、子育て安心プランの実現に向けた保育所等の整備、病院の耐震化整備事業など、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応して円滑な基盤整備を支援するとともに、民業補完の観点から協調融資制度の普及に努めた。 また、債権管理においても、施設の維持・存続が機構の役割であることを踏まえ、貸出条件緩和等による積極的な支援と
	審査件数	協調融資件数	割合																																								
老人福祉関係施設	172	87	50.6																																								
児童福祉関係施設	448	109	24.3																																								
障害福祉関係施設	162	36	22.2																																								
その他	3	1	33.3																																								
計	785	233	29.7																																								
	審査件数	協調融資件数	割合																																								
病院	40	32	80.0																																								
介護老人保健施設	7	5	71.4																																								

<課題と対応>

					<table><tr><td>介護医療院</td><td>1</td><td>1</td><td>100.0</td></tr><tr><td>診療所等</td><td>31</td><td>24</td><td>77.4</td></tr><tr><td>計</td><td>79</td><td>62</td><td>78.5</td></tr></table>	介護医療院	1	1	100.0	診療所等	31	24	77.4	計	79	62	78.5		
					介護医療院	1	1	100.0											
					診療所等	31	24	77.4											
計	79	62	78.5																
(4) 福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施するとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。	(4) 利用者サービスの向上を図るため、施設整備計画の早期段階からの確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行うとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施する。 (関連指標) ○利用者サービス向上の取組実績 ・個別融資相談会開催実績 ・訪問相談実績 ・顧客満足度、有用度 ・審査処理期間 ・資金交付処理期間	(4)利用者サービスの向上を図るため、利用者に対する積極的かつ継続的な融資制度・商品の周知を行うとともに、融資相談会を開催する。特に、個別融資相談においては、円滑な施設経営と福祉医療サービスの質の向上に資する観点から、計画の早期段階からの確な融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。 また、適正な審査手続を確保しつつ、契約や資金交付等の業務を迅速に実施する。	○ 施設整備計画の早期段階からの確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行うとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施しているか。	○ 利用者サービスの向上を図るため、次の取組みを行った。 a 機構や福祉医療関係団体が開催するセミナー等において相談ブースを設置し、個別融資相談（24 回、融資相談件数 37 件）を実施した。 b 全国 7 ブロックにおいて、個別融資相談会（15 回、融資相談件数 255 件）を開催し、事業計画の早期段階から融資相談に応じることで、事業規模や償還計画に無理のない計画となるよう、助言を行った。 c 訪問相談（67 回）の実施により、利用者のニーズや既存施設の老朽化等の状況を現地に赴くことで一早く把握し、適切な助言を行った。 ○ 審査業務については、特殊異例な案件を除き、借入申込受理から貸付内定通知までの平均処理期間は、福祉貸付 27.3 日、医療貸付 19.3 日となり、適正な手続きを確保しつつ、迅速に実施した。 ○ 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後の平均処理期間は、福祉貸付 7.5 営業日、医療貸付 8.3 営業日となり、適正な手続きを確保しつつ、迅速に実施した。 ○ 顧客満足度については、貸付審査を了した貸付先または事業完了に至った貸付先を対象としたアンケート調査を実施した結果、福祉貸付 96.8%、医療貸付 97.4%の貸付先から「満足した」との回答を得ることができた。	特になし。	ともに、債権区分別に適切な期中管理を実施した。 年度計画における所期の目標を上回る成果(達成度 120% 以上)には至らない指標はあるが、3 つの指標の達成度平均は 120.2%であることに加え、定性面の業務実績としても、協調融資制度の利用促進のため全国地方銀行協会との意見交換会等に積極的に取り組んでいること、平成 30 年度に発生した災害の被災先に対して災害復旧資金や返済猶予措置等により迅速に対応したことなど、国の福祉医療政策等に沿った政策融資が効果的に行われていることを総合的に判断し、「A」評価とする。													
(5) 融資後の貸付債権について	(5) 融資後の貸付債権について	(5) 融資後の貸付債権について	○ 福祉医療経営指導事業と連携しつ	○ 正常先・要注意先に対する債権管理の高度化等を図るため、次の取組みを行った。															

	は、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区分別に適切な期中管理を行うこと。	は、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区分別に適切な期中管理を行う。 (関連指標) ○期中管理の実績 ・業況注視先の実地調査等の実施先数 ・災害返済猶予実績	は、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、一定額以上の残高を有する貸付先や融資時等に業況注視と指定された貸付先に対して、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、必要に応じてフォローアップ調査を実施するなど、債権区分別に適切な期中管理を行う。 また、災害で被災した社会福祉施設や医療施設等の貸付先に対し、元利金の返済猶予及び返済条件の変更等を適切に実施するなど、迅速かつきめ細かな対応を行う。	つ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区分別に適切な期中管理を行っているか。	a 平成 29 年度に新たに策定した基準を用いて、実地調査先の選定及びイエローゾーン先の抽出を行った。 b 業況注視先の管理については、「業況注視先の業務手順マニュアル」に基づき、業況注視先から定期的に報告を受けてフォローを行うとともに、必要に応じて実地調査（18 貸付先）の実施等により経営的な助言を行った。また、信用リスク分科会において、業況注視先に係る状況を報告した。（実績：4 回） ○ 災害で被災した貸付先に対し、次のとおり、元利金返済猶予の措置を講じるなど、迅速かつきめ細やかな対応を実施した。 a 平成 30 年 7 月豪雨で被災した 5 貸付先（6 資金）から当面 6 か月間の返済猶予の申出を受け、実地調査において個別説明のうえ、元利金返済猶予の措置を講じた。また、6 か月での返済再開が困難な 1 貸付先（1 資金）については、実地調査によるフォローアップ調査を実施の上で、返済猶予措置を延長した。 b 平成 30 年北海道胆振東部地震で被災した 5 貸付先（13 資金）からの当面 6 か月間の返済猶予の申出を受け、実地調査において個別説明のうえ、元利金返済猶予の措置を講じた。 ○ 平成 28 年熊本地震に係る返済猶予先については、6 か月間での返済再開が困難な 6 貸付先のうち 3 貸付先に対し、実地調査によるフォローアップ調査を実施した。 また、返済猶予期限の到来を迎えるが返済再開が困難な 1 貸付先については、さらに返済猶予措置を延長した。 ○ 期中管理強化の観点から、破綻懸念先以下（貸付残高 1 億円以上）の 19 貸付先について実地調査を実施し、実態把握と経営改善指導に努めた。 ○ 経営者による経営状況の的確な把握に資するため、福祉医療経営指導事業と連携し、イエローゾーン先に対する実地調査時に、社会福祉法人の経営状況や報酬改定のアンケート調査結果等に関するリサーチレポートを配布した。 また、貸付先へのフォローアップ調査において得たイエローゾーン先の特徴やデフォルトの要因等について、福祉医療経営指導事業が開催した「埼玉県社会福祉法人指導監査事務担当者向けセミナー」において情報提供を行った。 ○ 貸出条件緩和債権の管理について、より一層の経営支援機能を発揮する観点から、複数回の条件緩和を実施している貸付先のうち、17 貸付先へ実地調査による指導等を実施し、経営支援状況を信用リスク分科会に報告した。		
--	---	--	--	--	--	--	--

(6) 債権悪化の未然防止を図るため、貸付債権のポートフォリオ分析を的確に実施し、効果的・効率的な債権管理に努める。 また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部等にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。	(6) 債権悪化の未然防止を図るため、貸付債権のポートフォリオ分析を的確に実施し、効果的・効率的な債権管理に努める。 また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を信用リスク分科会及び貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。	(6) 債権悪化の未然防止を図るため、また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、次の取組を行い、効果的・効率的な債権管理に努める。 ① 貸付債権のポートフォリオ分析及びモニタリング、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を信用リスク分科会及び貸付関係部にフィードバックする。 ② 正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先(イエローゾーン先)については、定期的にモニタリングを実施し、必要に応じて	○ リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部等にフィードバックするとともに、イエローゾーン先に対して定期的なモニタリングを実施するなど、効果的・効率的な債権管理に努めているか。 ○ 貸付先に係る平成 29 年度決算に基づく事業報告書等を徴求のうえ、イエローゾーン先の抽出基準に基づき経年のデータ分析を行い、分析結果及び実地調査先等に係る事例報告を信用リスク分科会において報告のうえ、関係部署にフィードバックした。 ○ 短期延滞先に係る傾向分析を行い、貸付先の経営状況の変化を早期に察知し、債権悪化防止に資するため、分析結果を信用リスク分科会において報告し、貸付先の危険情報の共有化を図った。 ○ イエローゾーン先として継続的にフォローを実施している先を中心に経営改善状況や運営状況等を把握するため、面談等(74 貸付先、延べ 80 回)を実施するとともに、必要に応じて経営的な助言を行うことにより、リスク管理債権化の未然防止を図った。 ○ 改善計画が策定困難な貸付先を対象とした「経営計画策定・実施の手順」について、より効果的な計画を策定できるようにチェックポイントの追加等の見直しを行ったうえで、17 貸付先に提供するなど、経営改善に向けた取組を実施した。 ○ 外部の専門家(再生ファンド、大手法律事務所、税理士法人)を招き、「財務」「法務」「税務」の 3 分野に関する事例を中心とした勉強会を開催した。貸付関係部等も参加し、知見の共有を図った。																																						
《参考》平成 30 年度末のリスク管理債権比率 【全体】 <table><tr><th>区 分</th><th>平成30年度末</th><th>平成29年度末</th></tr><tr><td>リスク管理債権比率</td><td>3.17%</td><td>2.37%</td></tr><tr><td>破綻先債権</td><td>0.05%</td><td>0.05%</td></tr><tr><td>延滞債権</td><td>1.80%</td><td>1.07%</td></tr><tr><td>3か月以上延滞債権</td><td>0.02%</td><td>0.03%</td></tr><tr><td>貸出条件緩和債権</td><td>1.29%</td><td>1.22%</td></tr><tr><td>リスク管理債権</td><td>109,150百万円</td><td>83,660百万円</td></tr><tr><td>総貸付残高</td><td>3,445,935百万円</td><td>3,528,102百万円</td></tr></table> ※ 東日本大震災等の災害に係るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額(平成 29 年度末:0.30%10,473 百万円、平成 30 年度末:0.82%28,096 百万円) 【福祉貸付】 <table><tr><th>区 分</th><th>平成30年度末</th><th>平成29年度末</th></tr><tr><td>リスク管理債権比率</td><td>1.93%</td><td>1.53%</td></tr><tr><td>破綻先債権</td><td>0.03%</td><td>0.03%</td></tr><tr><td>延滞債権</td><td>0.66%</td><td>0.48%</td></tr></table>						区 分	平成30年度末	平成29年度末	リスク管理債権比率	3.17%	2.37%	破綻先債権	0.05%	0.05%	延滞債権	1.80%	1.07%	3か月以上延滞債権	0.02%	0.03%	貸出条件緩和債権	1.29%	1.22%	リスク管理債権	109,150百万円	83,660百万円	総貸付残高	3,445,935百万円	3,528,102百万円	区 分	平成30年度末	平成29年度末	リスク管理債権比率	1.93%	1.53%	破綻先債権	0.03%	0.03%	延滞債権	0.66%	0.48%
区 分	平成30年度末	平成29年度末																																							
リスク管理債権比率	3.17%	2.37%																																							
破綻先債権	0.05%	0.05%																																							
延滞債権	1.80%	1.07%																																							
3か月以上延滞債権	0.02%	0.03%																																							
貸出条件緩和債権	1.29%	1.22%																																							
リスク管理債権	109,150百万円	83,660百万円																																							
総貸付残高	3,445,935百万円	3,528,102百万円																																							
区 分	平成30年度末	平成29年度末																																							
リスク管理債権比率	1.93%	1.53%																																							
破綻先債権	0.03%	0.03%																																							
延滞債権	0.66%	0.48%																																							

				<table><tr><td>3か月以上延滞債権</td><td>0.01%</td><td>0.03%</td></tr><tr><td>貸出条件緩和債権</td><td>1.23%</td><td>0.99%</td></tr><tr><td>リスク管理債権</td><td>40,654百万円</td><td>31,887百万円</td></tr><tr><td>総貸付残高</td><td>2,101,412百万円</td><td>2,090,120百万円</td></tr></table> ※ 東日本大震災等の災害に係るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額（平成 29 年度末：0.17% 3,543 百万円、平成 30 年度末：0.24%5,058 百万円） 【医療貸付】 <table><tr><td>区 分</td><td>平成30年度末</td><td>平成29年度末</td></tr><tr><td>リスク管理債権比率</td><td>5.09%</td><td>3.60%</td></tr><tr><td>破綻先債権</td><td>0.10%</td><td>0.09%</td></tr><tr><td>延滞債権</td><td>3.58%</td><td>1.93%</td></tr><tr><td>3か月以上延滞債権</td><td>0.04%</td><td>0.03%</td></tr><tr><td>貸出条件緩和債権</td><td>1.38%</td><td>1.55%</td></tr><tr><td>リスク管理債権</td><td>68,496百万円</td><td>51,772百万円</td></tr><tr><td>総貸付残高</td><td>1,344,523百万円</td><td>1,437,981百万円</td></tr></table> ※ 東日本大震災等の災害に係るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額（平成 29 年度末：0.48% 6,930 百万円、平成 30 年度末：1.71%23,038 百万円）	3か月以上延滞債権	0.01%	0.03%	貸出条件緩和債権	1.23%	0.99%	リスク管理債権	40,654百万円	31,887百万円	総貸付残高	2,101,412百万円	2,090,120百万円	区 分	平成30年度末	平成29年度末	リスク管理債権比率	5.09%	3.60%	破綻先債権	0.10%	0.09%	延滞債権	3.58%	1.93%	3か月以上延滞債権	0.04%	0.03%	貸出条件緩和債権	1.38%	1.55%	リスク管理債権	68,496百万円	51,772百万円	総貸付残高	1,344,523百万円	1,437,981百万円	
3か月以上延滞債権	0.01%	0.03%																																							
貸出条件緩和債権	1.23%	0.99%																																							
リスク管理債権	40,654百万円	31,887百万円																																							
総貸付残高	2,101,412百万円	2,090,120百万円																																							
区 分	平成30年度末	平成29年度末																																							
リスク管理債権比率	5.09%	3.60%																																							
破綻先債権	0.10%	0.09%																																							
延滞債権	3.58%	1.93%																																							
3か月以上延滞債権	0.04%	0.03%																																							
貸出条件緩和債権	1.38%	1.55%																																							
リスク管理債権	68,496百万円	51,772百万円																																							
総貸付残高	1,344,523百万円	1,437,981百万円																																							
（7）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努めること。 また、き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要	（7）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努める。 また、き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に	（7）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努める。 また、き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に	○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努めているか。 ○ き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的	○ 貸出条件緩和の実施にあたっては、地域における社会福祉施設及び医療施設等の維持・存続を支援するという観点から、当該貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を調整のうえ、緩和措置を講じるなど、「中小企業金融円滑化法」の期限到来後においても、引き続き対応方針を変えることなく適正に対応した。（実績：161 貸付先 265 資金） ○ 貸付先の事業や財務の状況等を把握するため、貸付先との面談等を延べ 242 回実施するとともに、必要に応じて施設経営に関する支援を講じるなど、リスク管理債権化の未然防止を図った。 ○ き損する可能性が高い債権については、管理を徹底し、事前に貸付条件の緩和措置を講じるとともに、必要に応じて債権保全措置を講じるなど、適切に対応した。 ○ 案件の内容に応じて必要な法的措置等を実行のうえ、次のとおり債権を回収した。																																					

	に応じて債権保全措置を的確に実施すること。	じて債権保全措置を的確に実施する。 (関連指標) ○経営の悪化した貸付先等への対応実績 ・貸出条件緩和実績 ・法的措置等による債権回収実績	じて債権保全措置を的確に実施する。	確に実施しているか。	a 実質破綻案件（9 貸付先）について、競売の配当等により回収。(実績：357 百万円) b 破綻案件（3 貸付先）について、別除権弁済交渉等により早期回収。(実績：245 百万円)		
	(8) 福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標を設定する。 ① 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を毎年度100回以上実施すること。(第3期中期目標期間実績(平成25年度から平成28年度実績をいう。以下同じ。)平均：98回) ② 協調融資	(8) 福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ① 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を毎年度100回以上実施する。 ② 協調融資	(8) 福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ① 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を100回以上実施する。 ② 協調融資	○ 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報について、中期計画を達成しているか。 ○ 協調融資金融機	○ 上記①のとおり。 ○ 上記②のとおり。		

	金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間最終年度と比べて65機関以上増加させること。（第3期中期目標期間実績：49機関（年度平均12.3機関）） ③ 正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等を毎年度55貸付先以上に実施すること。（平成27年度及び平成28年度実績平均：48貸付先）	金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間最終年度と比べて65機関以上増加させる。 ③ フォローアップ調査については、正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等を毎年度55貸付先以上に実施する。	金融機関数について、13機関以上拡大する。 ③ フォローアップ調査については、正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先（イエローゾーン先）に係る実地調査等を55貸付先以上に実施する。	関数について、中期計画を達成しているか。 ○ 今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先（イエローゾーン先）に係る実地調査等の実施先数について、中期計画を達成しているか。	○ 上記③のとおり。		
--	--	---	---	--	-------------------	--	--

4. その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	福祉医療経営指導事業		
業務に関連する政策・施策	VIII－2－1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 4 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することによりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号 713

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度			3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
セミナーの延べ受講者数（計画値）	延べ 16,200 人以上	－	3,240 人以上	3,240 人以上	3,240 人以上	3,240 人以上	3,240 人以上 (16,200 人)		予算額（千円）	316,221				
セミナーの延べ受講者数（実績値）	－	3,808 人	4,072 人 (4,072 人)						決算額（千円）	422,083				
達成度	－	－	125.7%						経常費用（千円）	401,775				
リサーチレポート件数（計画値）	延べ 80 件以上	－	16 件以上	16 件以上	16 件以上	16 件以上	16 件以上 (80 件)		経常利益（千円）	0				
リサーチレポート件数（実績値）	－	20 件	17 件 (17 件)						行政サービス実施コスト（千円）	157,995				
達成度	－	－	106.3%						従事人員数	30.41				
マスコミの引用回数（計画値）	延べ 340 回以上	－	68 回以上	68 回以上	68 回以上	68 回以上	68 回以上 (340 回)							
マスコミの引用回数（実績値）	－	78 回	133 回 (133 回)											
達成度	－	－	195.6%											

	経営診断の実施回数（計画値）	延べ 1,710 件以上	－	342 件以上	342 件以上	342 件以上	342 件以上	342 件以上								
	経営診断の実施回数（実績値）	－	429 件	372 回 (372 回)												
	達成度	－	－	108.8%												

（注）一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	A
	2 福祉医療経営指導事業 少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、こうした課題に対応していくため、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。 こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構が	2 福祉医療経営指導事業 少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、こうした課題に対応していくため、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。 こうした国の政策目的の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構が	2 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業については、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	＜主な定量的指標＞ ① 中期目標期間におけるセミナーの延べ受講者数を16,200人以上とする。 ② 中期目標期間における施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)を80件以上公表する。 ③ 中期目標期間において、リサーチレポートで公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を340回以上とする。 ④ 中期目標期間において経営診断の実施件数を延べ1,710件以上とする。 ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ ① セミナー年間実施計画に基づいて福祉・医療経営セミナーを開催し、延べ受講者数は 4,072 人となった。 ② 施設の経営状況に関する調査・分析結果（リサーチレポート）を 17 件公表した。 ③ リサーチレポートで公表した結果がマスコミの記事・論文等に 133 回引用された。 ④ 経営診断を延べ 372 件実施した。	＜評定と根拠＞ 評定：A ○ セミナーについて、延べ受講者数は 4,072 人と平成 30 年度計画の目標値（3,240 人以上）を大きく上回る実績をあげることができた。セミナーの内容については、機構によるリサーチ結果やコンサル事例等に基づいた機構職員による講義を行うとともに、特別養護老人ホームにおける介護人材の確保や、介護老人保健施設における在宅支援機能の推進、療養病床の転換や運営戦略など、診療報酬改定及び介護報酬改定等の方向性を踏まえ、時宜を得た政策動向に関する情報提供等を行った結果、有用度は平均 97.8%となり、健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供することができた。 また、社会福祉法人の監査・指導を行う行政担当者等を対象に、機構職員を講師としたセミナーを開催し、社会福祉法人制度や会計の概要、監査・指導時に必要な知見、経営分析のポイントについて情報提供したほか、「児童福祉施設経営セミナー」を開催し、児童福祉施設の運営課題に関する情報提供を行うなど、機構の独自性を発揮する新たなセミナーの開催に取り組んだ。 ○ 施設の経営状況に関する調査・分析結果（リサーチレポート）については、施設の経営状況や平成 30 年度診療報酬改定・介護報酬改定への対応等に係るリサーチレポート（計 17 件）を作成・公表し、	＜評定に至った理由＞ ○ セミナーについて、延べ受講者数は 4,072 人と平成 30 年度計画の目標値（3,240 人以上）を大きく上回る実績をあげた。セミナーの内容については、リサーチ結果やコンサル事例等に基づいた機構職員による講義を行うとともに、時宜を得た政策動向に関する情報提供等を行った結果、有用度は平均 97.8%となり、有益な情報を提供できている。 また、社会福祉法人の監査・指導を行う行政担当者等を対象に、機構職員を講師としたセミナーを開催し、社会福祉法人制度や会計の概要、監査・指導時に必要な知見、経営分析のポイントについて情報提供したほか、「児童福祉施設経営セミナー」を開催し、児童福祉施設の運営課題に関する情報提供を行うなど、機構の独自性を発揮する新たなセミナーの開催に取り組んだことは評価できる。 ○ 施設の経営状況に関する調査・分析結果（リサーチレポート）を公表し、マスコミの記事・論文等に引用された回数について、133 回と平成 30 年度計画の目標値（68 回以上）を大きく上回る実績をあげたことは、高く評価できる。 ○ 経営診断については、個別支援プログラムとして、医療法人や社会福祉法人の中長期計画策定、就業規則・給与規程改定のコンサルティン	

	保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。 (1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図ること。 (2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握す	が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図る。 (関連指標) ○セミナーのサービス向上取組実績 ・開催回数 ・セミナー有用度 (2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握す		＜評価の視点＞ ○ セミナーについて、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図っているか。 ○ 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握するこ	○ 機構によるリサーチ結果やコンサル事例等に基づき、機構職員による講義を実施するとともに、施設整備や経営管理に関する優良実践事例についての講義を行うなど、機構の独自性を発揮した。 ○ 特別養護老人ホームにおける介護人材の確保や、介護老人保健施設における在宅支援機能の推進、療養病床の転換や運営戦略など、診療報酬改定及び介護報酬改定等の方向性を踏まえたテーマ選定を行い、受講者に有用な講義となるよう内容の充実を図った。 ○ これらの結果、平成 30 年度において 20 回のセミナーを実施し、有用度は平均 97.8%となった。 ○ 社会福祉法人の監査・指導を行う行政担当者等を対象に、社会福祉法人の制度や会計の概要、監査・指導時に必要な知見、経営分析のポイントについて、機構職員を講師とした「行政担当者向け事業者支援セミナー」を開催し、自治体における社会福祉法人支援の高度化に資する情報提供を行った。(受講者 53 人) ○ 新たなセミナーニーズを模索する取組みとして、「児童福祉施設経営セミナー」を開催し、子どもや家庭支援を担う社会的養育に係る政策動向や実践事例など、児童福祉施設の運営課題に関する情報提供を行った。(受講者 122 人) ○ 社会福祉法人や医療法人等の経営者を支援するため、平成 30 年度診療報酬改定・介護報酬改定に関するアンケート等を実施し、施設の経営状況やアンケート結果に関するリ	平成 30 年度計画の目標値(16 件以上)を上回る実績をあげた。 また、社会福祉法人の課題、経営状況を定期的に把握するため、社会福祉法人経営動向調査を引き続き実施したことに加え、病院及び病院を運営する医療法人の課題や経営状況の実感を定期的に把握して情報発信する仕組みとして、新たに「病院経営動向調査」を創設し、3 月から調査を開始した。 ○ リサーチ結果の公表がマスコミの記事・論文等に引用された回数については、133 回と平成 30 年度計画の目標値(68 回以上)を大きく上回る実績をあげることができた。 ○ 地方公共団体や社会福祉協議会等に職員を派遣し、福祉・医療に関する政策動向や経営状況に関する調査・分析結果に関する講演を 47 回行ったほか、社会福祉法人や医療法人等の福祉・医療の経営に関する情報を幅広く提供するため、外部媒体における執筆を 11 件行うなど、施設の経営基盤の強化を支援するための取組みの推進に努めた。 このほか高齢者福祉や障害福祉サービスを担う施設の経営支援の充実強化を図るため、養護老人ホーム及び障害福祉サービス事業に係る経営指標について、新たに経営分析参考指標をとりまとめた。 ○ 経営診断については、個別支援プログラムとして、医療法人や社会福祉法人の中長期計画策定、就業規則・給与規程改定のコンサル	グを実施したほか、ニーズの高かった給与規程改定のコンサルティングについて新規プログラムメニューを開発し、令和元年度から人事給与分析プログラムとして運用開始している。 簡易経営診断については、生活介護及び共同生活援助(障害福祉サービス)を新たな対象施設として追加するなど分析内容の充実を図り、これら経営診断の延べ実施件数は 372 件となり、平成 30 年度計画の目標値(342 件以上)を上回っている。 また、個別経営診断の利用者にとつての有用度は平均 100.0%となり、施設の健全経営を支援することに寄与している。 ○ 年度計画における所期の目標を上回る成果(達成度 120%以上)には至らない指標はあるが、4 つの指標の達成度平均は 134.1%であることに加え、定性面の業務実績としても、機構の独自性を発揮したセミナーの実施及びリサーチレポートの作成・プレスリリース等により有益な情報を広く提供したこと、その結果としてマスコミの引用回数が前年度より大幅に増加していること、法人の個別のニーズに対応したコンサルティングを実施したことなど、福祉・介護・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営に資する取組みを実施していることを総合的に判断し、「A」評価とする。
--	--	--	--	---	--	--	--

	ることができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行うこと。さらには、施設の経営基盤の強化を支援するため、分析内容の充実を図るなどの取組を行うこと。	ることができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行うこと。さらには、施設の経営基盤の強化を支援するための取組を行い、調査・分析結果の利活用の促進に努める。 (関連指標) ○福祉医療分野における情報提供実績 ・講師派遣回数 ・外部媒体執筆件数 ・社会福祉法人経営動向調査モニター法人数	ることができるよう、経営状況に関する調査・分析を実施し、リサーチレポートの公表等による情報提供を行う。 また、社会福祉法人の課題、経営状況を定期的に把握するため、社会福祉法人経営動向調査を実施し、公表する。	とができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行っているか。さらには、施設の経営基盤の強化を支援するための取組を行い、調査・分析結果の利活用の促進に努めているか。	サーチレポートを作成し、プレスリリースするとともに、機構ホームページで公表した。(実績：17回) ○社会福祉法人の課題や経営状況を定期的に把握するため、「社会福祉法人経営動向調査」を実施するとともに(実績：4回、調査対象：546法人)、病院及び病院を運営する医療法人の課題や経営状況の実感を定期的に把握して情報発信する仕組みとして、新たに「病院経営動向調査」を創設し、3月から調査を開始した。(実績：1回、調査対象：371病院) ○これらのリサーチ結果の公表により、マスコミに133回記事として引用された。 ○地方公共団体や社会福祉協議会等に職員を派遣し、福祉・医療に関する政策動向や経営状況に関する調査・分析結果に関する講演を行った。(実績：地方公共団体8回、社協・経営協22回、金融機関7回、その他民間団体10回) ○介護給付費分科会介護事業経営調査委員会(厚生労働省)や企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会(内閣府)など国等が設置する有識者会議等において、機構職員が構成員として参画した。(実績：8会議) ○社会福祉法人や医療法人等の福祉・医療の経営に関する情報を幅広く提供するため、外部媒体において執筆した。(実績：11本) ○高齢者福祉や障害福祉サービスを担う施設の経営支援の充実強化を図るため、養護老人ホーム及び障害福祉サービス事業に係る経営指標について、新たに経営分析参考指標をとりまとめた。 ○顧客サービス向上の観点から、福祉医療貸付事業の貸付先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」(無料診断)サービスをW A M N E T基盤を活用して提供し、施設経営者への支援を行った。(対象施設：特別養護老人ホーム、ケアハウス、保育所・認定こども園、病院、介護老人保健施設／利用件数：全1,702件)	ルディングについて新規プログラムメニューを開発し、令和元年度から人事給与分析プログラムとして運用開始することができた。 簡易経営診断については、生活介護及び共同生活援助(障害福祉サービス)を新たな対象施設として追加するなど分析内容の充実を図り、これら経営診断の延べ実施件数は372件となって平成30年度計画の目標値(342件以上)を上回った。また、個別経営診断の利用者にとっての有用度は平均100.0%となり、施設の健全経営を支援することができた。 ○和歌山県から「公的病院の再編・ネットワーク化に係る経営分析等業務委託」を受託し、県内の公的病院や一部の民間病院を対象とした経営分析を通して、各医療圏域における必要な病院機能の再編や連携の方向性について提案したほか、全国更生保護法人連盟から「継続保護事業を営む更生保護法人等の経営分析業務」を受託し、全国の更生保護施設(103施設)を対象とした経営状況分析を法務省と連携して行い、安定的な施設運営に向けた管理体制や制度について提案するなど、地方公共団体等への支援を積極的に行った。 ○以上のとおり、機構の独自性を発揮したセミナーの実施及びリサーチレポートの作成・プレスリリース等により有益な情報を広く提供するとともに、法人の個別のニーズに対応したコンサルティングを実施するなど、福祉・介護・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営に資する取組みに努め、年度計画に定める4	
	(3)経営診断については、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正	(3)経営診断については、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほ	(3)経営診断については、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほ	○経営診断については、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や	○個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援として、経営診断を合計372件実施した(簡易経営診断：354件、経営分析プログラム：8件、個別支援プログラム：10件)。また、経営診断の平均有用度は100.0%であった。 ○個別支援プログラムについては、医療法人や社会福祉法人の中長期計画策定、就業規則・給与規程改定のコンサルティングを実施し、法人・施設の個別のニーズに合わせた改善の		

	等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ること。	か、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図る。 （関連指標） ○経営診断のサービス向上取組実績 ・経営診断有用度	か、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図る。	人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図っているか。	方向性や改善策を提示した。このうち、ニーズの高かった給与規程改定のコンサルティングについて新規プログラムメニューを開発し、令和元年度から人事給与分析プログラムとして運用することとなった。 ○ 簡易経営診断について、生活介護及び共同生活援助（障害福祉サービス）を対象施設として新たに追加するとともに、報告書を刷新し、法人の経営状況を分かりやすく示すための分析・報告内容の充実を図った。 ○ 和歌山県から「公的病院の再編・ネットワーク化に係る経営分析等業務委託」を受託し、県内の公的病院や一部の民間病院を対象として、今後の課題や経営の見通しに関する分析等を行った結果を踏まえ、各圏域における必要な病院機能の再編や連携の方向性について提案した。（10 病院について経営分析を実施） ○ 全国更生保護法人連盟から「継続保護事業を営む更生保護法人等の経営分析業務」を受託し、全国の更生保護施設（103 施設）を対象として、機構の経営診断手法を活用した経営状況分析を法務省と連携して行い、安定的な施設運営に向けた管理体制や制度について提案した。	つの指標について、目標値をいずれも上回る結果となるとともに、うち 2 指標については 120%を超える達成度となり、計画を上回る実績（達成度平均 134.1%）を上げることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし。	
	（４）福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標を設定する。 ① セミナーについては、中期目標期間における延べ受講者数を 16,200 人以上とすること。（第 3 期中期目標期間実績：12,926 人（年度平均 3,232 人）） ② 施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)につい	（４）福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ① セミナーについては、中期目標期間における延べ受講者数を 16,200 人以上とする。 ② 施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)につい	（４）福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ① セミナーについては、延べ受講者数を 3,240 人以上とする。 ② 施設の経営状況に関する調査・分析結果については、16 件以上公表	○ セミナーの延べ受講者数について、中期計画を達成しているか。 ○ 施設の経営状況に関する調査・分析結果の公表件数について、中期計画を達成しているか。	○ 上記①のとおり。 ○ 上記②のとおり。		

	ては、中期目標期間において80件以上公表すること。（平成26年度から平成28年度実績：レポート公表47件（年度平均15.7件）） ③ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を中期目標期間において340回以上とすること。（平成26年度から平成28年度実績：記事等引用回数199件（年度平均66.3件）） ④ 経営診断については、中期目標期間において延べ1,710件以上の診断を実施すること。（第3期中期目標期間実績：1,363件（年度平均340.8件））	ては、中期目標期間において80件以上公表する。 ③ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を中期目標期間において340回以上とする。 ④ 経営診断については、中期目標期間において延べ1,710件以上の診断を実施する。	する。 ③ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を68回以上とする。 ④ 経営診断については、延べ342件以上の診断を実施する。	○ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数について、中期計画を達成しているか。 ○ 経営診断の実施延べ件数について、中期計画を達成しているか。	○ 上記③のとおり。 ○ 上記④のとおり。			
--	--	--	---	--	-------------------------------------	--	--	--

4．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	社会福祉振興助成事業		
業務に関連する政策・施策	VIII－2－1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第7号及び第8号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号 709・713

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度			3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
平均処理期間 （計画値）	22 日以内	－	22 日以内	22 日以内	22 日以内	22 日以内	22 日以内			予算額（千円）	954,168			
平均処理期間 （実績値）	－	20.9 日	18.5 日							決算額（千円）	973,246			
達成度	－	－	118.9%							経常費用（千円）	972,967			
助成事業の利用者 満足度（計画値）	最高評価の率 60%以上	－	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上			経常利益（千円）	△ 95			
助成事業の利用者 満足度（実績値）	－	62.3%	65.8%							行政サービス実施コ スト（千円）	641,786			
達成度	－	－	109.7%							従事人員数	6.90			

（注）一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	3 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。	3 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	3 社会福祉振興助成事業 社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	<主な定量的指標> ① 助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を22日以内とする。 ② 助成事業が対象とした利用者の満足度（4段階評価のうち最高評価の率）を60%以上とする。 <その他の指標> なし	<主要な業務実績> ① 平成30年度助成事業の助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間は、前年度より2.4日短縮し18.5日となった。 ② 平成30年度助成先団体の助成事業が対象とした利用者に対してアンケート調査を実施した結果、65.8%の利用者から最高評価である「とても満足」との回答を得た。	<評定と根拠> 評定：B ○ 2019年度助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ等を踏まえ、国と協議のうえ募集要領を策定・公表することで、政策的に必要なテーマに重点化して募集することができた。 ○ 平成30年度は事業評価の実施に加え、今後の助成事業のプログラムを見直すため、新たに審査・評価委員会の全委員と対話の場を設け、「WAM 助成の今後の方向性の検討」、「審査における認識の統一化」を図るとともに、昨年度に実施した助成事業で事業完了時に提出された助成事業への意見・要望を参考とした新たな「モデル事業（2019年度WAM助成モデル事業）」を翌年度から募集することとした。 ○ 「2019年度WAM助成モデル事業」は、社会課題が一層複雑化するなか、これまで民間福祉活動団体が培ってきたノウハウをもとに事業をさらに発展させ、事業を通じて新たに明らかとなった課題や社会的に認知が進んでいない課題に対応することを目的に、新たな「モデル」となり得る活動について、原則、複数年にわたって事業を支援する新たな枠組みを実施した。（2019年度モデル事業の要望額：145件、1,069百万円。対平成30年度モデル事業比率では件数ベース210%、金額ベース375%） ○ 助成事業の選定にあたっては、国及び審査・評価委員会の了承を得たうえで公表した募集要領に基づき、	評定	B
							<評定に至った理由> ○ 助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間の短縮、助成先団体についての個別訪問による相談・助言を行うことで、円滑な事業実施を支援したことは評価できる。 ○ 助成金の不正受給や不正使用の防止の観点から、完了報告時におけるチェックに加え、監査部門との連携によるチェック体制を新たに構築し、助成先団体のガバナンス強化を図った。 ○ 助成事業の成果（効果）については、助成先団体が実施する事業の利用者（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、65.8%の利用者から最高評価である「とても満足」との回答を得ており、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーに対する高い効果（満足度）が確認できる。 ○ 助成先団体についても、83.1%の団体から「助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等があった」との回答があり、助成事業の実施による波及効果が確認できる。 ○ 以上のとおり、助成事業を通じて、助成団体内外において、成果を発揮し、非営利法人が行うあらゆる活動に対して効果的な助成ができていることから「B」評価とする。	
	（1）助成事業の募集にあたっては、地域共生社会の実現などの国が示した社会福祉政策を振興する	（1）助成事業の募集にあたっては、地域共生社会の実現などの国が示した社会福祉政策を振興する上	（1）助成事業の募集にあたっては、「ニッポン一億総活躍プラン」における地域共生社会の実現など	○ 助成事業の募集にあたっては、国が示した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国	○ 令和元年度助成事業の募集にあたり、政策動向や国民ニーズ、平成29年度助成事業の事後評価結果、平成30年度の助成事業の実施状況を踏まえ、国と協議のうえ「2019年度社会福祉振興助成事業募集要領」及び「2019年度社会福祉振興助成事業募集要領（モデル事業）」を策定し、公表した。			

	上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定すること。	で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定する。 (関連指標) ○募集及び採択実績 ・募集及び採択の件数・金額 ○募集等に係る周知実績 ・周知活動回数(メールマガジン、Twitter、Facebook等) ○他団体との連携・協働による効果 ・新たに他団体・関係機関等との連携の効果があつた事業の割合	の国が示した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、国と協議の上、助成方針を定め、募集要領等に明記し、広く公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定する。	と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定しているか。	○ モデル事業では、社会課題が一層複雑化するなか、これまで民間福祉活動団体が培ってきたノウハウをもとに事業をさらに発展させ、事業を通じて新たに明らかとなった課題や社会的に認知が進んでいない課題に対応することを目的に、新たな「モデル」を設定した。また、複数年に渡る事業が審査の対象となることで、単年度では成果が出にくい社会課題に対応する事業の後押しができる枠組みを原則とした。募集にあたっては、「複数年にわたり安定した経営を行うため、事業の実施体制を確実に確保すること」、「連携体制と事業目標の共有化を図った上で事業計画を作成すること」、「事業成果の可視化を念頭に置き、評価を実施すること」、「外部評価者又は伴走支援者と共に定期的な進捗管理を行い、結果を報告すること」の4項目を要件とし、連携・協働の確実化、第三者を介することによる成果の可視化における客観性の向上、社会課題の解決へ向けた政策提言を目指す内容とした。 ○ 平成30年度助成事業に係る助成実績は、次のとおりである。 (金額の単位：百万円) <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">募 集</th><th colspan="2">採 択</th><th colspan="2">交 付</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>地域連携活動支援事業</td><td>401</td><td>1,528</td><td>130</td><td>438</td><td>127</td><td>424</td></tr><tr><td>全国・広域的ネットワーク活動支援事業</td><td>96</td><td>635</td><td>33</td><td>184</td><td>33</td><td>184</td></tr><tr><td>合 計</td><td>497</td><td>2,163</td><td>163</td><td>622</td><td>160</td><td>608</td></tr><tr><td>上記のうちモデル事業(再掲)</td><td>69</td><td>285</td><td>13</td><td>32</td><td>13</td><td>32</td></tr></table> ○ 令和元年度助成事業に係る採択実績は、次のとおりである。 (金額の単位：百万円) <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">募 集</th><th colspan="2">採 択</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>地域連携活動支援事業</td><td>388</td><td>1,847</td><td>105</td><td>440</td></tr><tr><td>全国・広域的ネットワーク活動支援事業</td><td>117</td><td>765</td><td>27</td><td>165</td></tr></table>	区 分	募 集		採 択		交 付		件数	金額	件数	金額	件数	金額	地域連携活動支援事業	401	1,528	130	438	127	424	全国・広域的ネットワーク活動支援事業	96	635	33	184	33	184	合 計	497	2,163	163	622	160	608	上記のうちモデル事業(再掲)	69	285	13	32	13	32	区 分	募 集		採 択		件数	金額	件数	金額	地域連携活動支援事業	388	1,847	105	440	全国・広域的ネットワーク活動支援事業	117	765	27	165	同委員会において審査・採択し、公正性、客観性及び透明性の確保を図るとともに、連続採択期間を原則3年に限定することで、固定化の回避に努めた。	○ 平成30年度助成事業の助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は18.5日(前年度比で2.4日短縮)となり、中期計画の目標値を上回る実績を上げることができた。 ○ 平成30年度助成事業の全ての助成先団体に対して進捗状況の確認調査を実施し、事業の実施状況についてフォローを行った。また、助成事業の実施にあたって課題を抱えている助成先団体等については、個別訪問による相談・助言を行うことで、円滑な事業実施を支援した。(18件) ○助成金の不正受給や不正使用の防止の観点から、完了報告時におけるチェックに加え、監査部門との連携によるチェック体制を新たに構築した。また、募集要領の一部を見直し、不正が明らかになった場合の対応として、当機構が団体名等を公表できる条項を新たに追加し、助成先団体のガバナンス強化を図った。 ○ 平成29年度助成事業の事後評価については、審査・評価委員会において評価方針を策定し、助成先団体による自己評価、ヒアリング評価、書面評価を重層的に実施した。特に、ヒアリング評価にあたっては、助成先団体との対話やスコアリング評価の手法を用いる等、効果的かつ効率的に実施するとともに、委員によるヒアリング評価については複数の委員で協議して評価を決定することにより、評価結果の精度や客
区 分	募 集		採 択		交 付																																																														
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																													
地域連携活動支援事業	401	1,528	130	438	127	424																																																													
全国・広域的ネットワーク活動支援事業	96	635	33	184	33	184																																																													
合 計	497	2,163	163	622	160	608																																																													
上記のうちモデル事業(再掲)	69	285	13	32	13	32																																																													
区 分	募 集		採 択																																																																
	件数	金額	件数	金額																																																															
地域連携活動支援事業	388	1,847	105	440																																																															
全国・広域的ネットワーク活動支援事業	117	765	27	165																																																															

				<table><tr><td>合 計</td><td>505</td><td>2,612</td><td>132</td><td>605</td></tr><tr><td>上記のうちモデル事業（再掲）</td><td>145</td><td>1,069</td><td>4</td><td>31</td></tr></table>	合 計	505	2,612	132	605	上記のうちモデル事業（再掲）	145	1,069	4	31																		
合 計	505	2,612	132	605																												
上記のうちモデル事業（再掲）	145	1,069	4	31																												
				○ 令和元年度助成事業に係る募集等の周知実績は、次のとおりである。 <table><tr><td>広報手段</td><td>回数</td><td>実績値</td></tr><tr><td>メールマガジン</td><td>3 回</td><td>登録者約 4,000 件</td></tr><tr><td>SNS(Facebook 等)</td><td>1 回</td><td>登録者約 1,000 件</td></tr><tr><td>募集説明会の開催</td><td>3 回</td><td>参加者 234 名</td></tr><tr><td>募集チラシの送付</td><td>1 回</td><td>送付先 782 件</td></tr><tr><td>個別相談会</td><td>3 回</td><td>相談者 81 名</td></tr><tr><td>新聞広告掲載</td><td>1 回</td><td>発行部数 50,000 部</td></tr><tr><td>月刊誌掲載</td><td>1 回</td><td>発行部数 100,000 部</td></tr><tr><td>プレスリリース</td><td>1 回</td><td>85 か所</td></tr></table>	広報手段	回数	実績値	メールマガジン	3 回	登録者約 4,000 件	SNS(Facebook 等)	1 回	登録者約 1,000 件	募集説明会の開催	3 回	参加者 234 名	募集チラシの送付	1 回	送付先 782 件	個別相談会	3 回	相談者 81 名	新聞広告掲載	1 回	発行部数 50,000 部	月刊誌掲載	1 回	発行部数 100,000 部	プレスリリース	1 回	85 か所	
広報手段	回数	実績値																														
メールマガジン	3 回	登録者約 4,000 件																														
SNS(Facebook 等)	1 回	登録者約 1,000 件																														
募集説明会の開催	3 回	参加者 234 名																														
募集チラシの送付	1 回	送付先 782 件																														
個別相談会	3 回	相談者 81 名																														
新聞広告掲載	1 回	発行部数 50,000 部																														
月刊誌掲載	1 回	発行部数 100,000 部																														
プレスリリース	1 回	85 か所																														
				○ 平成 30 度助成事業の助成先団体による自己評価（160 事業）のうち、「助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等があった」とする助成先団体が 83.1%（133 事業）、「事業完了後も連携を継続していく見込み」とする助成先団体が 95.0%（152 事業）との回答を得た。また、連携にあたっては、行政・社協・大学・企業等の多機関による強みを活かした連携や、地域内の行政・企業等との連携に加えて、地域外の支援団体との広域ネットワークを構築した連携などの事例がみられた。																												
（２）助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図ること。 なお、効率化にあたっては、「ＩＴ利活用に係る基本指針」（平成 27 年 6 月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部	（２）助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図る。 なお、効率化にあたっては、「ＩＴ利活用に係る基本指針」（平成 27 年 6 月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定）を踏	（２）助成金申請業務の効率化により、平成 30 年度分助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図る。 なお、効率化にあたっては、「ＩＴ利活用に係る基本指針」（平成 27 年 6 月高度情報通信ネットワーク社会推進戦	○ 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図っているか。	○ 助成金申請業務については、各助成先団体に対して担当者を配置し、細かな調整事項に対応できる体制を構築しているところであるが、さらに内定事務説明会において説明内容の見直しを図り、今年度から別途交流の時間を設けた。これにより、機構担当者と助成先団体との関係構築が図られ、助成先団体側から手続きの不明点を相談しやすい環境を整備することにより、助成金申請の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図った。。	観性の向上を図った。 ○ 事後評価結果については報告書としてとりまとめ、審査・評価委員会の了承を得たうえで公表し、特に優れた助成事例について、機構ホームページ等で広く周知した。 ○ 以上のとおり、当該事業において P D C A サイクルの仕組みを構築しており、効果的な資金助成を実現するとともに、助成事業の成果（効果）については、助成先団体が実施する事業の利用者（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、65.8%の利用者から最高評価である「とても満足」との回答を得ることができ、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーに対する高い効果（満足度）を確認することができた。 ○また、助成先団体については、平成 30 年度助成事業の助成先のうち、83.1%の団体から「助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等があった」との回答があり、助成事業の実施による波及効果を確認することができた。 ○加えて、平成 28 年度分助成事業を対象に助成終了後 1 年半経過後の時点で「フォローアップ調査」を実施したところ、助成終了後は資金面が課題となり事業継続が難しい中、当機構が助成した団体では、①9 割超が事業を継続しており、助成時期と同規模以上で継続している事業は 7 割超となっている、②事業継続の財源は『自己資金』が 49.4%を占めた、③15 件が行政で制度化又はモデル事業化につながった等、効果的な利用を確認することができた。																											

	策定)を踏まえること。 (3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させること。 また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させること。	まえることとする。 (3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させる。 また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させる。 (関連指標) ○ 期中支援の充実 ・進捗状況調査等の実施件数 ○ 助成先法人等	略本部策定)を踏まえることとする。 (3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンスの強化を図るため、助成先法人等への現地調査、指導等を行う。 また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、平成31年度の募集要領等に反映させる。	○ 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させているか。 ○ 助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させているか。	○ 平成30年度助成事業の内定団体を対象に、東京都及び大阪府の2か所で内定事務説明会を開催し、事業を適切に実施するための留意事項や、助成先団体として整備すべき体制などについて説明し、意識づけを行った。 ○ 不正な手段により助成金の交付を受け、他の用途に使用した場合や、その他規程等に違反する悪質な行為により助成の決定の取消し等を行った場合の公表について、令和元年度助成に係る募集要領から、留意事項として明記し、注意喚起を行った。 ○ 新たなガバナンス強化の取り組みとして、監査室と連携し、監査室による実地監査を実施した。(実地監査件数：10件) ○ 平成30年度助成先団体に対する進捗状況調査において、調査票にガバナンス体制に係るチェック項目を設けるとともに、課題を抱えている助成先団体等に対しては、個別に連絡・訪問し、課題解決のための相談・助言を実施した。(訪問件数：18件) ○ 平成29年度助成事業の事後評価については、審査・評価委員会において策定した評価方針に基づき、助成先団体による自己評価(152団体)、審査・評価委員会又は機構事務局によるヒアリング評価(41団体)及び書面評価(111団体)を実施した。 ○ 審査・評価委員会又は機構事務局によるヒアリング評価(41団体)については、ヒアリング内容を助成先団体に書面でフィードバックし、優良事例は事業評価報告書に取りまとめた。また、ヒアリング等で助成先団体から上がった意見や改善要望を踏まえ、次年度の募集要領・様式の見直しを行った。	<課題と対応> 特になし。	
--	--	--	--	--	---	--------------------------------	--

	の活動の発展・ 充実 ・助成事業報告会 （WAMセミナー）における満足度					
（４）助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。	（４）助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努める。 （関連指標） ○助成事業の継続率 ・助成事業１年経過後における事業継続率（助成事業と同程度以上）	（４）助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言を行うとともに、助成効果の高い優れた助成事業等を分かりやすく可視化し、機構ホームページ等で広く周知する。	○ 助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努めているか。	○ 進捗状況調査やヒアリング評価等を通して直接活動を確認し、助成先団体との意見交換を行うとともに、事業の継続、発展及び改善のための相談・助言を行った。（訪問件数：35 件） ○ 優れた取組みを普及させ、NPO 法人等による地域の福祉課題の解決に資するため、WAM 助成シンポジウム「多様な連携のカタチ ～持続可能な福祉社会を目指して～」を開催した。（参加人数：167 人） ○ WAM 助成シンポジウムの開催にあたっては、厚生労働省より後援名義の使用許可を得るとともに、中間支援組織や行政の協働担当部局に周知を行い、広く一般に参加を促した。開催後には、当日の登壇者の発表資料や開催報告を機構ホームページに掲載したほか、当日の映像を次年度の助成先団体が閲覧できるようにする等、リソースの活用による効果の最大化に努めた。 ○ 助成事業の成果普及及び利用促進を図るとともに、民間福祉団体における活動の参考とするため、月刊誌WAM「いきいきチャレンジ」に掲載された助成事業の概要及び優良事例を新たに「WAM 助成レポート」として冊子にまとめ、NPO 法人、行政、中間支援組織、企業などの WAM 助成シンポジウムの参加者に配布するとともに機構ホームページに掲載した。 ○ 当機構が発行している月刊誌のほかに、一般誌においても助成事業の優良事例紹介を行った。（『広報誌 厚生労働（平成 30 年 12 月号）』『特別企画：社会福祉振興助成事業で生まれた地域発 行政と NPO の連携』） ○ これらの事業の継続・発展に繋がる取組みを推進した結果、助成終了から 1 年半経過後において、助成時期と同規模以上での事業継続率は 73.1%となった。		
（５）助成事業に関する評価について、以下の指標を設定する。	（５）助成事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。	（５）助成事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。				

	① 助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を 22 日以内とすること。(第3期中期目標期間実績：平均 22.9 日) ② 助成事業が対象とした利用者の満足度（4段階評価のうち最高評価の率）を 60%以上とすること。(第3期中期目標期間実績平均：59.3%)	① 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を 22 日以内とする。 ② 助成事業が対象とした利用者の満足度（4段階評価のうち最高評価の率）を 60%以上とする。	① 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を 22 日以内とする。 ② 助成事業が対象とした利用者の満足度（4段階評価のうち最高評価の率）を 60%以上とする。	○ 助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。 ○ 助成事業が対象とした利用者の満足度が中期計画を達成しているか。	○ 上記①のとおり。 ○ 上記②のとおり。		
--	---	--	--	--	-------------------------------------	--	--

4．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	退職手当共済事業		
業務に関連する政策・施策	VIII－2－1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	社会福祉施設職員等退職手当共済法第 18 条 独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 9 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要であるため、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、社会福祉施設職員等退職手当共済制度を安定的に運営し、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号 704・713

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度			3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
平均事務処理期間 (計画値)	42 日以内	－	42 日以内	42 日以内	42 日以内	42 日以内	42 日以内		予算額（千円）	115,190,065				
平均事務処理期間 (実績値)	－	36.9 日	41.4 日						決算額（千円）	111,221,707				
達成度	－	－	101.4%						経常費用（千円）	106,737,381				
退職届作成システム の利用割合(計画値)	30%以上	－	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上		経常利益（千円）	5,186,851				
退職届作成システム の利用割合(実績値)	－	33.7%	34.6%						行政サービス実施コ スト（千円）	46,004,964				
達成度	－	－	115.3%						従事人員数	20.45				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																	
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
					業務実績	自己評価	評価	B									
	4 退職手当共済事業 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要である。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が挙げられている。 こうした政策目的の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。 (1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給	4 退職手当共済事業 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要である。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が挙げられている。 こうした国の政策目的の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努める。 (1)退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求	4 退職手当共済事業 退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努める。 なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。 (1)退職手当金支給に係る手続きフローを見直すなど、事務処理の効	<主な定量的指標> ① 中期目標期間において請求書の受付から給付までの平均処理期間を 42 日以内とする。 ② 退職届作成システムの利用割合を毎年度 30%以上とする。 <その他の指標> なし <評価の視点> ○ 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受	<主要な業務実績> ① 平成 30 年度における請求書の受付から給付までの平均処理期間は 41.4 日となった。 ② 平成 30 年度における退職届作成システムの利用割合は 34.6%となった。 (実績) <table><tr><th>区 分</th><th>平成 30 事業年度</th></tr><tr><td>4月1日現在の被共済職員数</td><td>857,705 人</td></tr><tr><td>退職手当金支給者数</td><td>78,588 人</td></tr><tr><td>退職手当金支給額</td><td>106,127,019 千円</td></tr><tr><td>単位掛金額</td><td>44,500 円</td></tr></table> ○ 支給に係る事務処理の効率化を図るため、支給決定に係る決裁区分の見直し等を行った。 ○ 退職届及び請求書の誤記入を減少させるため、記入上の注意事項の見直し、様式レイアウトの変更等	区 分	平成 30 事業年度	4月1日現在の被共済職員数	857,705 人	退職手当金支給者数	78,588 人	退職手当金支給額	106,127,019 千円	単位掛金額	44,500 円	<評定と根拠> 評定：B ○ 平成 30 年度においては、支給に係る事務処理の効率化を図るため、支給決定に係る決裁区分の見直し等を行ったほか、退職届及び請求書の誤記入を減少させるため、記入上の注意事項の見直しや様式レイアウトの変更等を行った結果、請求書の受付から給付までの平均処理期間は 41.4 日となり、中期計画に定められた目標（42 日以内）を達成することができた。 なお、平成 29 年度実績（36.9 日）より平均処理期間が長期化した主な要因は、退職手当金支給者数が平成 29 年度（76,098 人）と比べ 2,490 人増加したことに伴い事務処理に時間を要したことと、点検事務の堅確化を実施したことによるものである。 ○ 退職届作成システムの利用を促進するため、共済契約者に対して利用のご案内（「デジタル・ガバメント計画」を踏まえた各種手続きの電子化推進について）を送付・周知した。また、被共済職員数の多い共済契約者に対しては、負担軽減の効果が大きいことから、電話による利用案内も行うなど、退職届作成システムの利用促進を実施したことで、平成 30 年度末における利用割合が 34.6%となり、中期計画に定められた目標値（30%以上）を上回る実績を上げることができた。 ○ 利用者の利便性向上及び負担の軽減を図るため、退職者が Web 上で請求書を作成（エラーチェック・注意喚起・添付書類指示機能あり）することができる「退職手当金請求書作成ツール」を作成し、令和元年度からの機構ホームページでの公開に向けた準備を行った。	<評定に至った理由> ○ 支給に係る事務処理の効率化を図るため、記入上の注意事項の見直しや様式レイアウトの変更等を行った結果、請求書の受付から給付までの平均処理期間は 41.4 日となり、中期計画に定められた目標（42 日以内）を達成した。 ○ 利用者の利便性向上及び負担の軽減を図るため、退職者が Web 上で請求書を作成（エラーチェック・注意喚起・添付書類指示機能あり）することができる「退職手当金請求書作成ツール」を作成し、令和元年度からの機構ホームページでの公開に向けた準備を行った。
区 分	平成 30 事業年度																
4月1日現在の被共済職員数	857,705 人																
退職手当金支給者数	78,588 人																
退職手当金支給額	106,127,019 千円																
単位掛金額	44,500 円																

	付までの平均処理期間の短縮を図ること。 (2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、提出書類の簡素化等とともに、退職届作成システムの利用を促進すること。 (3) 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材	書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図る。 (関連指標) ○退職手当金支給実績 ・退職手当金支給件数・金額 (2)利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めるとともに、退職届作成システムの利用を促進する。 (関連指標) ○電子化の推進実績 ・電子届出システム利用率 ○利用者の事務負担軽減の取組実績 ・電子届出システム利用者満足度 ・掛金納付対象職員届処理に係るエラー発生率の減少度 (3)社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確	率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図る。 (2)利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、アンケート調査等により把握した利用者の意向を踏まえ、退職届作成システムの機能の充実を図るなど ICT の活用を進めるとともに、退職届作成システムの利用を促進する。 (3)社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確	付から給付までの平均処理期間の短縮を図っているか。 ○ 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めるとともに、退職届作成システムの利用を促進しているか。 ○ 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資	を行った。 ○ これらの取組みの結果、請求書の受付から給付までの平均処理期間は 41.4 日となり、退職手当金支給者数の増加等により平成 29 年度実績 (36.9 日) と比べて長期化した。中期計画に定める目標(42.0 日) を達成することができた。 ○ 利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、退職者が Web 上で請求書を入力(エラーチェック機能あり)、印刷ができる「退職手当金請求書作成ツール」を作成し、令和元年度からの機構ホームページ公開に向けた準備を行った。 ○ 機構ホームページで公開している「よくある質問 Q & A」を再整理のうえ、WAM NET 基盤を活用し、検索機能を付与して利便性を高めた「退職手当共済よくある質問集」としてリニューアルした。 ○ 退職届作成システムの利用を促進するため、共済契約者に対して利用のご案内(「デジタル・ガバメント計画」を踏まえた各種手続きの電子化推進について)を送付した。また、被共済職員数の多い共済契約者については、負担軽減の効果がより大きいことから、電話による利用案内を行った。 ○ これらの取組みの結果、平成 30 年度末における共済契約者全体のシステム利用率は、前年度を 1.2 ポイント上回る 90.5%となった。さらに、掛金納付対象職員届の処理については、電子届出システム利用者のエラー発生率が 0.25%となり、紙媒体提出者のエラー発生率 2.28%との比較において大幅に抑制されており、電子届出システムが共済契約者及び機構の事務負担の軽減に大きく寄与することが確認できた。 ○ 退職手当共済制度を広く周知するため、次の取組を行った。 a 都道府県と連携し、新設社会福祉法人向け P R チラシの配布及びホームページの相互リンク設定を拡充	また、機構ホームページで公開している「退職手当共済 Q & A」(旧名称：よくある質問 Q & A)を全面的に見直したうえ、WAM NET 基盤を活用し、検索機能を付与して利便性を高めた「退職手当共済よくある質問集」としてリニューアルした。 なお、掛金納付対象職員届の処理については、電子届出システム利用者のエラー発生率が 0.25%となり、紙媒体提出者のエラー発生率 2.28%との比較において大幅に抑制されており、電子届出システムが共済契約者及び機構の事務負担の軽減に大きく寄与することが確認できた。 これらの取組みの結果、平成 30 年度末における共済契約者全体のシステム利用率は、前年度を 1.2 ポイント上回る 90.5%となった。 ○ 退職手当共済制度を広く周知するため、次の取組を行った。 a 都道府県と連携し、新設社会福祉法人向け P R チラシの配布及びホームページの相互リンク設定を拡充 b 新たに、福祉専門職の養成校協会と連携し、福祉専門職養成校に在籍する教員・学生へ制度の周知 c 神奈川県が主催する「介護フェア in かながわ」に出展 d 厚生労働省が発行する広報誌「厚生労働 (1 月号)」に退職手当共済制度の紹介記事を掲載 これらの取組みの結果、加入職員数は 857,705 人となり、前年度 (843,027 人) と比べ 14,678 人の増となった。 ○ 電子届出システム利用者アンケート結果では、利用者の 96.1%から「職員の安定的な確保に貢献している」との回答を得ており、退職手当共済制度の安定的な運営により、社会福祉施設等の福祉人材の確保を支援した。	
--	---	--	--	---	---	---	--

	の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知すること。 (4) 退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標を設定する。 ① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を中期目標期間において 42 日以内とすること。 (マイナンバー制度導入後(平成 27 年度及び平成 28 年度)実績平均：42.1 日) ② 退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎	保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知する。 (関連指標) ○ 退職手当共済制度の周知実績 ・都道府県等と連携し周知した実績 ・加入職員数 ・新規加入職員数 ・共済契約者へのアンケートによる福祉人材確保の貢献度 (4)退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を中期目標期間において 42 日以内とする。 ② 退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎年	保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知する。 (4)退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を 42 日以内とする。 ② 退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を 30%	するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知しているか。 ○ 請求書の受付から給付までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。 なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。 ○ 退職届作成システムの利用割合について、中期計画を達成しているか。	b 新たに、福祉専門職の養成校協会と連携し、福祉専門職養成校に在籍する教員・学生へ制度の周知 c 神奈川県が主催する「介護フェア in かながわ」に出展 d 厚生労働省が発行する広報誌「厚生労働 (1 月号)」に退職手当共済制度の紹介記事を掲載 ○ これらの取組みの結果、加入職員数は 857,705 人となり、前年度 (843,027 人) と比べ 14,678 人の増となった。 ○ また、電子届出システム利用者アンケート結果では、利用者の 96.1%から「職員の安定的な確保に貢献している」との回答を得ることができた。 ○ 上記①のとおり。 ○ 上記②のとおり。	<課題と対応> 特になし。	
--	--	---	---	---	---	--------------------------------	--

	年度 30 % 以上とすること。 （第 3 期中期 目標期間実績 平均 : 27.5 %）	度 30 % 以上とする。	以上とする。				
--	--	---------------	--------	--	--	--	--

4. その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	心身障害者扶養保険事業		
業務に関連する政策・施策	IX－1－1 障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 10 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号 712・757

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度			3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
周知・広報活動回数（計画値）	15 回以上	－	15 回以上	15 回以上	15 回以上	15 回以上	15 回以上		予算額（千円）	32,003,111				
周知・広報活動回数（実績値）	－	14 回	16 回						決算額（千円）	32,888,186				
達成率	－	－	106.7%						経常費用（千円）	21,314,240				
									経常利益（千円）	△ 709,740				
									行政サービス実施コスト（千円）	813,873				
									従事人員数	6.28				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																					
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価														
					業務実績	自己評価	評価	B													
	5 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努めること。 なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成 19 年度末までに加入した者の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予	5 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努める。 なお、当該事業における新規加入者数その他のを次のとおり見込む。	5 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努める。 なお、当該事業における新規加入者数その他のを次のとおり見込む。	<主な定量的指標> ① 国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度 15 回以上行う。 <その他の指標> なし	<主要な業務実績> ① 心身障害者及びその保護者に必要な情報がいきわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を 16 回行った。 (実績) <table><thead><tr><th>区 分</th><th>平成 30 事業年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>新規加入者数</td><td>973 人</td></tr><tr><td>新規年金受給者数</td><td>2,051 人</td></tr><tr><td>保険対象加入者数</td><td>63,264 人</td></tr><tr><td>年金給付保険金支払対象障害者数</td><td>57,195 人</td></tr><tr><td>死亡・障害保険金額</td><td>6,973,300 千円</td></tr><tr><td>年金給付保険金額</td><td>13,816,060 千円</td></tr></tbody></table>	区 分	平成 30 事業年度	新規加入者数	973 人	新規年金受給者数	2,051 人	保険対象加入者数	63,264 人	年金給付保険金支払対象障害者数	57,195 人	死亡・障害保険金額	6,973,300 千円	年金給付保険金額	13,816,060 千円	<評定と根拠> 評定：B ○ 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成 29 年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を取りまとめた。取りまとめた報告書により、厚生労働省及び事業の実施主体である地方公共団体へ報告するとともに、障害者関係団体への説明、加入者等に対する機構ホームページでの公表を実施することにより、事業の透明性の確保に努めた。 ○ 扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、10 月に開催した資産運用委員会で、扶養保険資金の基本方針（基本ポートフォリオを含む）の見直しの検討や、現行の基本ポートフォリオについて、想定した運用環境が現実から乖離していないかなどの検証を行った結果、「見直しの必要はない」との結論を得た。 また、扶養保険資産の資産構成割合については、基本ポートフォリオとの乖離許容幅内に収まるよう、毎月管理を行った。 その結果、運用利回りについては、資産ごとに概ねベンチマーク収益率を確保するとともに、資産合計で 2.14%の運用利回りを確保した。 ○ 平成 30 年度においては、独立行政法人設立時から計上していた繰越欠損金を解消した。 ○ 事務担当者会議の開催にあたり、	評価 B <評定に至った理由> ○ 扶養保険事業の安定的な運営を図るため、平成 13 年度以降毎年度、外部有識者から構成される「心身障害者扶養保険事業財務状況検討会」において、心身障害者扶養保険財政将来予測を実施している。平成 30 年度においては、直近の平成 29 年度決算データに基づき、将来予測を行った。その検証結果については、報告書としてとりまとめ、厚生労働省、都道府県、指定都市へ報告するとともに、障害者団体へ説明、機構ホームページにおいて公表している。 ○ 扶養保険資金の運用については、資産運用の外部専門家で構成する資産運用委員会の議を経たうえで策定した「心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針」において定められた基本ポートフォリオに基づき、扶養保険資金を運用している。また、平成 30 年度においては、各資産とも概ね資産毎のベンチマーク収益率を確保している。 ○ 平成 30 年度決算においては、独立行政法人設立時から計上していた繰越欠損金を解消している。 ○ 運用におけるリスク管理については、毎月 1 回、運用受託機関か
区 分	平成 30 事業年度																				
新規加入者数	973 人																				
新規年金受給者数	2,051 人																				
保険対象加入者数	63,264 人																				
年金給付保険金支払対象障害者数	57,195 人																				
死亡・障害保険金額	6,973,300 千円																				
年金給付保険金額	13,816,060 千円																				

	算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。 (1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。 なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行うことから、機構は基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出ること。	(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。 なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出る。 (関連指標) ○心身障害者扶養保険事業実績 ・新規加入者数 ・新規年金受給者数 ・保険対象加入者数	(1) 財政状況の検証 平成29年度の決算を踏まえ、心身障害者扶養保険事業財務状況検討会（以下「財務状況検討会」という。）で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、機構ホームページで公表するなど関係者に対し広く周知する。 なお、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出る。	＜評価の視点＞ ○ 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。	○ 財務状況検討会を10月に開催し、平成29年度決算に基づく扶養保険事業の財務状況の検証及び将来予測に関する報告書を取りまとめ、厚生労働省、都道府県・指定都市に報告するとともに、障害者関係団体への説明及び機構ホームページでの公表を実施した。	機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、情報交換事項等を募り、事項別に整理したうえ、国とも連携して回答を作成するとともに、地方公共団体の対応状況等を調査・整理し、会議開催前に事前周知することにより会議の効率化を図り、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応した。その結果、地方公共団体に対して実施した会議内容に関するアンケート調査において、回答者の98.3%から「満足した」との回答を得ることができた。 さらに、地方公共団体の円滑な事務処理のため、機構の自主的な対応として、機構と地方公共団体の加入者名簿内容の照合、加入者現況確認調査を行うとともに、心身障害者及び加入者等の利益の確保及び地方公共団体の的確な事務処理の実施について指導を行い、管理状況のばらつきや事務の停滞を防止するなど、地方公共団体の事務処理の標準化を図った。 ○ 心身障害者及びその保護者に必要な情報がいきわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を16回行った。 ＜課題と対応＞ 特になし。	らの報告に基づき、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を確認している。 ○ 心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針については、機構ホームページにおいて公表するとともに、外部有識者からなる資産運用委員会で検証を行っている。 ○ 生命保険契約における運用実績については、生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行っている。また、その結果を踏まえ、平成29年度決算について、財務状況検討会においても検証している。 ○ 障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、地方公共団体の事務担当者会議を開催し、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応し、地方公共団体に対して実施した会議内容に関するアンケート調査において、回答者の98.3%から「満足した」との回答を得ている。 ○ また、定量的指標について、平成30年度において、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を16回行い、目標値を上回っている。 ○ 以上のとおり、所期の目標を達
--	---	---	---	--	---	--	---

	・年金給付保険金 支払対象障害者 数 ・年金給付保険金 額					成していることから、「B」評価と する。																												
(2) 扶養保険資金 の運用 ① 基本的考え 方 扶養保険資 金の運用につ いては、資金 の特性を十分 に踏まえ、長 期的な観点か ら安全かつ効 率的に行うこ とにより、将 来にわたって 扶養保険事業 の運営の安定 に資すること を目的として 行うこととし、 運用に関する 基本方針（長 期的に維持す べき資産構成 割合（以下「基 本ポートフォ リオ」という。） を含む。）を定 め、これに基づ き管理を行う こと。	(2) 扶養保険資金 の運用 ① 基本的考え 方 扶養保険資 金の運用につ いては、資金の 特性を十分に 踏まえ、厚生労 働大臣の認可 を受けた金銭 信託契約に基 づき、長期的な 観点から安全 かつ効率的に 行うことによ り、将来にわた って扶養保険 事業の運営の 安定に資する ことを目的と して行うこと とし、運用に関 する基本方針 （長期的に維 持すべき資産 構成割合（以 下「基本ポート フォリオ」とい う。）を含む。） を、心身障害者 扶養保険資産 運 用 委 員 会 （資産運用に 精通した外部	(2) 扶養保険資金 の運用 ① 基本的考え 方 扶養保険資 金の運用につ いては、資金の 特性を十分に 踏まえ、厚生労 働大臣の認可 を受けた金銭 信託契約に基 づき、長期的な 観点から安全 かつ効率的に 行うことによ り、将来にわた って扶養保険 事業の運営の 安定に資する ことを目的と して行うこと とし、運用に関 する基本方針 （長期的に維 持すべき資産 構成割合（以 下「基本ポート フォリオ」とい う。）を含む。） を、心身障害者 扶養保険資産 運 用 委 員 会 （資産運用に 精通した外部	○ 扶養保険資金の 運用については、長 期的に維持すべき 資産構成割合（以 下「基本ポートフォ リオ」という。）を 含む運用に関する 基本方針を心身障 害者扶養保険資産 運用委員会の議を 経た上で策定し、長 期的な観点から安 全かつ効率的な運 用を行っているか。 ○ 各資産ともパッシ ブ運用を中心と して、各年度にお いて、各資産のベン チマーク収益率を確 保するよう努め るとともに、中期目標 期間においても各 資産のベンチマー ク収益率を確保し ているか。	○ 運用に関する基本方針に基づき、安全かつ効率的な運用を行 った。また、その運用状況については、定期的に経営企画 会議及びガバナンス委員会に報告した。 ○ 各資産ともパッシブ運用を実施し、概ね資産ごとのベンチ マーク収益率を確保することができた。また、運用実績につ いては、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告 した。 なお、ベンチマーク収益率との差は、次のとおりである。 [平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月（年率）] <table><tr><td colspan="3">区分</td><td>ベンチマーク 収益率</td><td>運用実績</td><td>ベンチマーク差</td></tr><tr><td rowspan="4">有価 証券</td><td rowspan="2">国内</td><td>債券</td><td>1.89%</td><td>1.91%</td><td>0.02%</td></tr><tr><td>株式</td><td>△5.04%</td><td>△4.77%</td><td>0.27%</td></tr><tr><td rowspan="2">外国</td><td>債券</td><td>2.46%</td><td>2.46%</td><td>0.00%</td></tr><tr><td>株式</td><td>10.14%</td><td>9.54%</td><td>△0.60%</td></tr></table> ※各資産の運用実績は時間加重収益率 (参考) <table><tr><td>区分</td><td>運用実績</td></tr><tr><td>資 産 全 体</td><td>2.14%</td></tr></table> ※資産全体の運用実績は修正総合利回り	区分			ベンチマーク 収益率	運用実績	ベンチマーク差	有価 証券	国内	債券	1.89%	1.91%	0.02%	株式	△5.04%	△4.77%	0.27%	外国	債券	2.46%	2.46%	0.00%	株式	10.14%	9.54%	△0.60%	区分	運用実績	資 産 全 体	2.14%	
区分			ベンチマーク 収益率	運用実績	ベンチマーク差																													
有価 証券	国内	債券	1.89%	1.91%	0.02%																													
		株式	△5.04%	△4.77%	0.27%																													
	外国	債券	2.46%	2.46%	0.00%																													
		株式	10.14%	9.54%	△0.60%																													
区分	運用実績																																	
資 産 全 体	2.14%																																	

	また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保すること。	専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。 また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することとする。	専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。 また、各資産ともパッシブ運用を中心とし、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。																			
② 運用におけるリスク管理 扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。	② 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う以下のリスクの管理を適切に行う。 ・ 基本ポートフォリオ	② 運用におけるリスク管理 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じている。	○ 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。	○ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理を行った。また乖離状況については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。 なお、乖離幅は次のとおりである。 [平成31年3月末] <table><tr><th colspan="3">区分</th><th>基本 ポートフォリオ (乖離許容幅)</th><th>実績</th><th>乖離幅</th></tr><tr><td rowspan="2">有価証券</td><td rowspan="2">国内</td><td>債券</td><td>74.5% (±8%)</td><td>71.9%</td><td>△2.6%</td></tr><tr><td>株式</td><td>8.5% (±5%)</td><td>9.5%</td><td>1.0%</td></tr></table>	区分			基本 ポートフォリオ (乖離許容幅)	実績	乖離幅	有価証券	国内	債券	74.5% (±8%)	71.9%	△2.6%	株式	8.5% (±5%)	9.5%	1.0%		
区分			基本 ポートフォリオ (乖離許容幅)	実績	乖離幅																	
有価証券	国内	債券	74.5% (±8%)	71.9%	△2.6%																	
		株式	8.5% (±5%)	9.5%	1.0%																	

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

			把握するとともに、信用リスクの管理等を行い、適切に管理する。 なお、運用状況については、毎月実績報告を受け、ベンチマーク収益率との乖離状況を把握するとともに、年4回(四半期毎)ヒアリングを実施する。				
	③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針については、必要に応じて随時見直すこと。	③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針については、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があるときは速やかに見直しを行う。	③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があるときは、速やかに見直しを行い、公表する。	○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があるときは速やかに見直しを行っているか。	○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針については、引き続き、機構ホームページで公表した。また、同基本方針の見直しについては、10月に開催した資産運用委員会で検討を行った結果、「見直しの必要はない」との結論を得た。		
	④ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、長	④ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、長	④ 基本ポートフォリオの見直し及び年金給付のための流動性の確保 基本ポートフォリオの策	○ 基本ポートフォリオの策定時に想	○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実と乖離が生じていないかなどについては、10月に開催した資産		

	期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。 なお、策定に際しては、以下の点に留意すること。 ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。	期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とする。 なお、策定に際しては、以下の点に留意する。 ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。	定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、資産運用委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う。 また、短期資産において、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。	定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直しているか。 ○ 短期資金需要等を踏まえて、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行っているか。	運用委員会で検証を行った結果、「見直しの必要はない」との結論を得た。 ○ 短期資産については、年金給付等の支出に不足が生じないよう管理を行うとともに、収支見通しに基づき必要な現金等を確保し、効率的な現金管理を行った。また、管理状況については、定期的にガバナンス委員会に報告した。		
	⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事	⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事	⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 平成29年度	○ 扶養保険事業の	○ 生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績		

	業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。	業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。 (関連指標) ○扶養保険資金の運用実績 ・ベンチマーク差	の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる財務状況検討会において確認等の検証を行う。	財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行っているか。	等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行った。その結果を踏まえ、提出された平成 29 年度決算書を分析し検証するとともに、10 月に開催した財務状況検討会において確認等の検証を行い、特に問題ないことを確認した。		
	(3) 事務処理等の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に努めること。	(3)事務処理等の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に努める。	(3) 事務処理等の適切な実施 扶養共済制度を運営する地方公共団体に対する事務担当者会議を開催し、地方公共団体と相互の連携を図るとともに、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。 また、地方公共団体等の意見を踏まえたパンフレット等を作成し、制度周知に努める。	○ 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めているか。	○ 事務担当者会議の開催にあたり、機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、情報交換事項等を募り、事項別に整理したうえ、国とも連携して回答を作成するとともに、情報交換事項については、項目別に地方公共団体の対応状況等を調査・整理し、会議開催前に事前周知することにより会議の効率化を図り、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めた。 会議後、出席した地方公共団体に対して会議内容に関するアンケート調査を行ったところ、回答者の 98.3%から「満足した」との回答を得ることができた。 ○ 利用者サービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の特殊性を踏まえ、事務処理等の実態把握及び改善を行うため、事業の実施主体である地方公共団体を訪問し、意見交換、情報交換を行った。 ○ 事業の実施主体である地方公共団体等からの意見、要望等を踏まえたパンフレット・リーフレットを作成し、地方公共団体を経由して、加入者、年金管理者及び年金受給者へ配布することにより、制度のより一層の周知を図った。		

	(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標を設定する。 心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度15回以上行うこと。(平成28年度実績：10回)	(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度15回以上行う。	(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を15回以上行う。	○ 各自治体担当者の事務処理の標準化を図るよう努めているか。 ○ 国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動は中期計画を達成しているか。	○ 地方公共団体の円滑な事務処理のため、機構の自主的な対応として、地方公共団体へ加入者名簿を送付し、加入者及び保険対象障害者の現況について調査・確認の依頼を行い、確認結果の報告を受け、機構と地方公共団体の加入者名簿の照合を行うとともに、年金給付金等の請求遅延・遺漏等の確認を通じて、地方公共団体の的確な事務処理の実施等について指導を行い、各地方公共団体の事務処理の標準化を図った。 ○ 上記①のとおり。		
--	---	---	--	---	---	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－6	福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）		
業務に関連する政策・施策	VIII－2－1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第11号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 全ての利用者に対する一元的かつ正確な情報の提供や、地域共生社会の実現に向けた情報提供体制の整備の支援などの取組が必要とされている中、国においては各種関連法律を改正するなど、政策目的の実現に全力を挙げているところであり、この取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号 713

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度			3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
情報充実及び機能 見直し（計画値）	25 件以上	－	5 件以上	5 件以上	5 件以上	5 件以上	5 件以上 (25 件)		予算額（千円）	493,605				
情報充実及び機能 見直し（実績値）	－	5 件	8 件 (8 件)						決算額（千円）	504,108				
達成度	－	－	160.0%						経常費用（千円）	628,095				
年間ヒット件数 （計画値）	11,000 万件 以上	－	11,000 万件 以上	11,000 万件 以上	11,000 万件 以上	11,000 万件 以上	11,000 万件 以上		経常利益（千円）	0				
年間ヒット件数 （実績値）	－	12,940 万件	19,258 万 件						行政サービス実施コ スト（千円）	387,079				
達成度	－	－	175.1%						従事人員数	8.29				

（注）一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	A
	6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 21 号)に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号)に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努	6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 21 号)に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号)に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努	6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 21 号)に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号)に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努	＜主な定量的指標＞ ① 中期目標期間において、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 25 件以上実施する。 ② 年間ヒット件数を 1 億 1,000 万件以上とする。 ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ ① 提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 8 件実施した。 (内訳) 提供情報の整備充実：5 件 機能の見直し：3 件 ② ヒット件数については、WAM NETコンテンツ及び社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの利用等が堅調に推移したことに加えて、障害福祉サービス等情報公表システムにおける情報公表が新たに運用を開始したことなどにより、1 億 9,258 万件と目標を大幅に上回るヒット件数を達成した。	＜評定と根拠＞ 評定：A ○ WAM NET事業においては、国の政策動向や利用者からの要望を踏まえ、関係省庁及び関係機関と連携しつつ、「地域共生社会関連情報コンテンツ」、「介護離職ゼロに向けて」コンテンツ等の新たなコンテンツを新設するとともに、平成 30 年 4 月の介護報酬改定関係の記事、福祉医療貸付事業の融資制度や平成 30 年北海道胆振東部地震等の災害で被災した施設に対する優遇措置など時宜を得た情報を掲載するなど、提供する情報の充実及び機能の見直しを 8 件(年度計画の目標値 5 件)実施した。 ○ 昨年度より運用を開始した財務諸表等電子開示システム及び本年度から運用を開始した障害福祉サービス等情報公表システムについて、厚生労働省と連携し、社会福祉法人や所轄庁等に当該システムの利用を促した結果、高い利用率(財務諸表等電子開示システム 98.5%(20,514／20,818 法人)、障害福祉サービス等情報公表システム 77.4%(121,092／156,482 事業所))で推移したこともあり、上記のコンテンツの新設等による提供情報の充実及び機能の見直しの効果と合わせ、年間ヒット件数は中期計画の目標値である 1 億 1 千万件を大きく上回る 1 億 9,258 万件のヒット件数を達成できた。(中期目標期間における達成度 175.1%) ○ 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、以	評定 A ＜評定に至った理由＞ ○ WAM NET事業においては、国の政策動向や利用者からの要望を踏まえ、新たなコンテンツを新設するとともに、平成 30 年 4 月の介護報酬改定関係の記事、福祉医療貸付事業の融資制度や平成 30 年北海道胆振東部地震等の災害で被災した施設に対する優遇措置など時宜を得た情報を掲載するなど、提供する情報の充実及び機能の見直しを 8 件(年度計画の目標値 5 件)実施している。 ○ 昨年度より運用を開始した財務諸表等電子開示システム及び本年度から運用を開始した障害福祉サービス等情報公表システムについて、厚生労働省と連携し、社会福祉法人や所轄庁等に当該システムの利用を促した結果、高い利用率(財務諸表等電子開示システム 98.5%(20,514／20,818 法人)、障害福祉サービス等情報公表システム 77.4%(121,092／156,482 事業所))で推移したこともあり、上記のコンテンツの新設等による提供情報の充実及び機能の見直しの効果と合わせ、年間ヒット件数は中期計画の目標値である 1 億 1 千万件を大きく上回る 1 億 9,258 万件のヒット件数を達成している。(中期目標期間における達成度 175.1%) ○ 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供するとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めた結果、WAM NETの情報利用者を対象としたアンケート調査における満足度は 96.5%となっている。	

	めること。 (1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めること。	める。 (1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努める。 (関連指標) ○利用者サービス向上取組実績 ・アンケート調査における情報利用者の満足度	める。 (1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努める。	＜評価の視点＞ ○ 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めているか。	○ 関係省庁及び機関と連携しつつ、「地域共生社会実現関連情報」コンテンツを新設し、施策の更なる浸透のため、地域共生社会づくりの方向性やこれまでの国の取り組み、各地域の事例などについての情報を掲載した。 ○ 国の政策動向を踏まえ、「介護離職ゼロの実現に向けて」コンテンツを新設し、仕事と介護の両立のための制度やサービス、相談窓口などについて、家族の介護に直面する方々やその相談に携わる専門職に向けた情報を掲載した。 加えて、企業の人事担当部門、介護に直面する勤労者やその家族にも幅広く周知するため、各種経済団体の労政部局とも積極的に連携を求め、その全国会議において、両立制度の取組事例などを紹介し、コンテンツの PR を図った。 ○ 子どもの貧困やその世代間連鎖の防止を支援するため、「子供の未来応援国民運動」コンテンツを新設し、国民運動の概要や子供の未来応援基金による地域の活動事例、子どもの貧困対策に関する施策等の情報を掲載した。 ○ 利用者からの要望を踏まえ、施設整備・改修などを計画中の福祉・医療施設経営者を対象とした「福祉医療貸付制度 融資のごあんない」コンテンツを新設し、福祉医療貸付事業の融資制度や平成30年北海道胆振東部地震等の災害で被災した施設に対する優遇措置などの情報を掲載した。 ○ 「介護ロボット関連情報」ページにおいて、介護ロボットの種類、介護ロボットに関する国の施策などの情報を追加・整備するとともに、経営サポートセンターと連携して、介護ロボット導入時のポイント等を分かりやすくまとめ、コンテンツのリニューアルを行った。 ○ 福祉サービス第三者評価情報については、平成30年4月の制度改正に伴い、新たなサービス登録機能の追加や検索機能の見直し・充実を図った。 ○ 利用者からの要望などを踏まえ、スマートフォンサイトをより閲覧しやすくなるようリニューアルを行い、利便性を向上させた。 ○ WAM NET内の横断的な検索ページである「知	下のとおり、WAM NET基盤を活用した。 - 年金担保貸付事業等において、外部関係者との各種事務手続きでデータ授受を行うにあたり、セキュリティを確保した掲示板機能を用いて、業務の効率的な実施を推進した。 - メール一括配信機能を用いて、社会福祉振興助成事業や退職手当共済事業に係る申請等の手続き、福祉医療貸付事業に係る災害復旧資金や返済相談等のご案内に関する情報等を迅速かつ安全に発信し、事務の効率化及び利用者サービスの向上を支援した。 - 福祉医療経営指導事業において、各種アンケート調査を円滑かつ効率的に実施した。 ○ 以上のとおり、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供するとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めた結果、WAM NETの情報利用者を対象としたアンケート調査における満足度は96.5%となった。 また、国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理することができた。 これらの取組みにより、年度計画に定める2つの指標はともに120%を超える達成度となり、計画を大幅に上回る実績(達成度平均167.6%)を上げることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし。	○ 以上のとおり、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することができていると考えられるため、「A」評価とする。
--	---	--	---	--	--	---	---

	(2)国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理すること。	(2)国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理する。 (関連指標) ○システムの着実な整備・安定的な運用の取組実績 ・国の施策に基づく情報システムの利用実績	(2)障害福祉サービス等情報公表システムについては、国と連携し着実に整備した上で運用を開始する。 また、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムについては、安定的に運用するとともに、効率的に管理する。	○ 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理しているか。	りたい」ページにおいて、「社会福祉法人の現況報告書等情報検索」サイト、「障害福祉サービス等情報検索」サイト等と連携するなど、検索性向上のための見直しを実施した。 ○ 社会福祉分野、情報通信分野等を専門とする外部有識者からなるWAM N E T事業推進専門委員会を開催し、今後求められる福祉、および保健医療に関する情報システムの在り方や効果的な情報発信、提供する情報の質及び利用者の利便性の向上などについて検討を行った。 ○ 社会福祉法の改正に伴う社会福祉制度改革の一環として、社会福祉法人における事業運営の透明性の向上を図るために構築した「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」については、国と連携を図り、次のとおり、システムの改善・移行や運用体制の整備を実施した。 [システムの改善・移行] 稼働初年目である平成29年度のシステム運用を通じて抽出された課題、新会計基準の改正、所轄庁及び社会福祉法人等から寄せられた要望等に基づき、登録様式の入力方法、見やすさに関する改善及び法人の入力業務の負担低減に資するデータ移行等を適切に実施した。 [運用体制の整備] 所轄庁等からのシステム利用に係る照会等への対応としてコールセンターを設置し、迅速かつ正確に対応可能な体制を整備することにより、システムの円滑な利用を促進した。(照会件数：11,195 件) ○ 当該システムを活用して届出のあった全国の社会福祉法人に関する情報(現況報告書、計算書類及び社会福祉充実計画)については、順次、WAM N E Tの「社会福祉法人の現況報告書等情報検索サイト」コンテンツで公表した。 ○ 当該システムにおいて12月末までに集約された現況報告書等のデータについて、国と調整し、集約結果を公表するとともに、当該システムの効率的な管理を実施した。なお、集約結果の公表にあたっては、日本公認会計士協会が平成30年7月に改訂した「社会福祉法人の経営指標」(研究報告第27号))において新たに追加された経営指標(サービス活動増減差額率、	
--	---	--	--	---	---	--

			借入金比率等）についても追加して公表した。 ○ 令和元年度のシステム運用に向けて、所轄庁等へシステム運用スケジュール及びシステムの改善点などを分かりやすく掲載し、円滑な運用のための準備を行った。 ○ 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により創設された障害福祉サービス等情報公表制度に基づき構築された「障害福祉サービス等情報公表システム」については、次のとおり本格稼働を開始するとともに、情報登録に係るシステムの利用促進を図った。 [システムの本格稼働] 4 月から本格稼働を開始し、各自治体に対して基本情報登録機能の提供を開始した。 また、5 月からは、各事業者に向けて詳細情報登録にかかる申請・登録機能の提供を開始した。 [情報登録の促進] 9 月からの情報公表に向けて登録情報の整備・充実を図るため、国と連携し、都道府県・指定都市・中核市に対して情報登録及び申請に係る案内を継続的に実施するとともに、各事業者に対する的確な指導が可能となるよう、制度の意義、操作方法などを掲載した「障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板」を設置し、当該システムに関する情報を効果的に提供・発信することで、システムの利用を促進した。 ○ 当該システムを活用して登録された全国の障害福祉サービス等事業所に関する情報については、WAMNET に「障害福祉サービス等情報検索サイト」コンテンツを新設し、9 月から公表を開始し、随時、情報の登録、申請、公表を可能とすることで、引き続き当該システムの効率的な管理を実施した。 ○ 国の施策に基づく情報システムの利用実績は、次のとおり。 <table><tr><td>区 分</td><td>対 象 法 人 数</td><td>利用法人数</td><td>利用率</td></tr><tr><td>財務諸表等電子開示システム</td><td>20,818 件</td><td>20,514 件</td><td>98.5%</td></tr></table> <table><tr><td>区 分</td><td>対象事業所数</td><td>利用事業所数</td><td>利用率</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区 分	対 象 法 人 数	利用法人数	利用率	財務諸表等電子開示システム	20,818 件	20,514 件	98.5%	区 分	対象事業所数	利用事業所数	利用率						
区 分	対 象 法 人 数	利用法人数	利用率																		
財務諸表等電子開示システム	20,818 件	20,514 件	98.5%																		
区 分	対象事業所数	利用事業所数	利用率																		

					障害福祉サービス等 情報公表制度システム 156,482 件 121,092 件 77.4%		
	(3) 福祉保健医療 施策及び機構業 務の効率的な実 施を推進するた め、WAM NE Tの活用を図る こと。	(3) 福祉保健医療 施策及び機構業 務の効率的な実 施を推進するた め、WAM NE Tの活用を図る。	(3) 福祉保健医療 施策及び機構業 務の効率的な実 施を推進するた め、WAM NE Tの活用を図る。	○ 福祉保健医療施 策及び機構業務の 効率的な実施を推 進するためにWA M NE T基盤を活 用しているか。	○ 機微情報やデータの受渡し等においてセキュリティ が確保され、大容量データの授受が可能なWAM N E T基盤を活用し、以下の機構業務の効率的な実施を 推進した。 a 与信管理業務において、アドバイザー契約を結ぶ 業務委託先と機構担当部署との間で大容量データ 等の授受を行うため、連絡用の掲示板システムを構 築した。 b 年金担保貸付事業において、受託金融機関との各 種事務手続きを行うため、連絡用の掲示板システム を構築した。 ○ WAM NE Tのメール一括配信機能を活用し、社 会福祉振興助成事業や退職手当共済事業に係る申請 等の手続き、平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年北海 道胆振東部地震の被災先に向けた災害復旧資金や返 済相談等のご案内に関する情報を迅速かつ安全に発 信するなど、各事業における事務の効率化及び利用者 サービスの向上を支援した。(実績：72 回) ○ 福祉医療経営指導事業と連携し、次の調査を円滑か つ効率的に実施した。 a 社会福祉法人経営動向調査 b アンケート調査(介護人材に関する調査、介護報 酬・診療報酬改定後の状況に関する調査、保育人材 に関する調査アンケート) ○ 退職手当共済事業及び福祉医療貸付事業の電子申 請システムの利用者に対し、迅速なユーザー I Dの発 行やシステム利用における問い合わせに対応し、電子 届出事務の円滑な実施を支援した。(電子届出システ ムの利用率：退職手当共済 90.5%(前年度 89.3%)、 福祉医療貸付 93.7%(前年度 89.2%)		
	(4) WAM NE T 事業に関する評 価について、以下 の指標を設定す る。 ① 中期目標期 間において、提	(4) WAM NE T 事業に関する評 価について、以下 の指標の達成を 目指す。 ① 中期目標期 間において、提	(4) WAM NE T 事業に関する評 価について、以下 の指標の達成を 目指す。 ① 提供情報の 整備充実及び	○ 提供情報の整備 充実及び機能の見	○ 上記①のとおり。		

	供情報の整備 充実及び機能 の見直しに関 する取組を 25 件以上実施す ること。(第 3 期中期目標期 間実績 16 件 (年度平均 4 件)) ② 年間ヒット 件数を毎年度 1 億 1,000 万 件以上とする こと。(平成 28 年度実績：1 億 144 万件)	供情報の整備 充実及び機能 の見直しに関 する取組を 25 件以上実施す る。 ② 年間ヒット 件数を毎年度 1 億 1,000 万 件以上とする。	機能の見直し に関する取組 を 5 件以上実 施する。 ② 年間ヒット 件数を 1 億 1,000 万件以 上とする。	直しに関する取組 について、中期計画 を達成しているか。 ○ 年間ヒット件数 について、中期計画 を達成しているか。	○ 上記②のとおり。		
--	--	---	--	---	------------	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－7	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 12 号及び第 13 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	なし

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度			3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
連携・協力による 周知活動(計画値)	30 団体以上	－	30 団体 以上	30 団体 以上	30 団体 以上	30 団体 以上	30 団体 以上			予算額（千円）	(年担) 1,241,641 (労担) 21,460			
連携・協力による 周知活動(実績値)		32 団体	36 団体							決算額（千円）	(年担) 1,251,530 (労担) 20,842			
達成率	－	－	120.0%							経常費用（千円）	(年担) 1,223,833 (労担) 20,904			
										経常利益（千円）	(年担) △138,188 (労担) △4,132			
										行政サービス実施コ スト（千円）	(年担) 137,612 (労担) 4,059			
										従事人員数	(年担) 16.44 人 (労担) 0.34 人			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価												
					業務実績	自己評価	評価	B											
	7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、その適正な事業実施に努めること。 また、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）及び「年金担保貸付事業廃止計画」（平成 25 年 3 月厚生労働省策定）に基づいて、当該事業に関する周知状況を勘案した上で平成 33 年度末を目途に新規貸付を終了することとし、事業の廃止に向けた適切な措置を講じること。 なお、当該事業の	7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、その適正な事業実施に努める。 また、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）及び「年金担保貸付事業廃止計画」（平成 25 年 3 月厚生労働省策定）に基づいて、当該事業に関する周知状況を勘案した上で平成 33 年度末を目途に新規貸付を終了することとし、事業の廃止に向けた適切な措置を講じる。 なお、当該事業の実	7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、その適正な事業実施に努める。 また、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）及び「年金担保貸付事業廃止計画」（平成 25 年 3 月厚生労働省策定）に基づいて、当該事業に関する周知状況を勘案した上で平成 33 年度末を目途に新規貸付を終了する国の方針に沿って、事業の廃止に向けた適切な措置を講じる。 なお、当該事業の実	＜主な定量的指標＞ ① 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 30 団体以上との連携・協力による周知活動を行う。 ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ ① 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 36 団体との連携・協力による周知活動を行った。 （実績） ○年金担保貸付事業 <table><tr><td>区 分</td><td>平成 30 事業年度</td></tr><tr><td>貸付契約額</td><td>37,691,700 千円</td></tr><tr><td>資金交付額</td><td>37,691,700 千円</td></tr></table> ○労災年金担保貸付事業 <table><tr><td>区 分</td><td>平成 30 事業年度</td></tr><tr><td>貸付契約額</td><td>863,410 千円</td></tr><tr><td>資金交付額</td><td>863,410 千円</td></tr></table>	区 分	平成 30 事業年度	貸付契約額	37,691,700 千円	資金交付額	37,691,700 千円	区 分	平成 30 事業年度	貸付契約額	863,410 千円	資金交付額	863,410 千円	＜評定と根拠＞ 評定：B ○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）及び「年金担保貸付事業廃止計画」（平成 25 年 3 月厚生労働省策定）を踏まえ、第 3 期中期目標に引き続き、年金受給者にとって真に必要な資金を融資した結果、平成 30 年度においては年金担保貸付事業で 73,243 件 37,692 百万円、労災年金担保貸付事業で 1,092 件 863 百万円の貸付を行った。 なお、貸付残高においては、年金担保貸付事業で 176,265 件 51,352 百万円、労災年金担保貸付事業で 2,719 件 1,196 百万円となり、年金受給者の一時的な資金需要が依然として根強く存在している状況が続いている。 ○ 貸付金利の設定にあたっては、事業の終了時期を見据えて損益が均衡するように、業務運営コストを適切に貸付金利に反映させた。 ○ 平成 33 年度末（令和 3 年度末）を目途に新規貸付を終了する国の方針に沿って講じた措置については、平成 30 年 7 月 30 日に厚生労働省のホームページにおいて、その説明や考え方が公開されたことを受け、利用者や窓口現場に混乱を生じさせない対応として、次の取組を行った。 a 厚生労働省及び全国銀行協会と調整の上、厚生労働省と連名のチラシ、パンフレット、事務取扱、契約関係書類に新規申込受付の終了時期及び利用可能な他制度の情報を掲載した。	＜評定に至った理由＞ ○ 本項目における法人の自己評価は、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 31 年 3 月 12 日改定、総務大臣決定）に則して記載されており質が高く、評価の視点に則し業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できる。 ○ 「年金担保貸付事業廃止計画」に基づき、平成 26 年 12 月に制度改正による事業縮減を図り、平成 30 年度においては、改正前の平成 25 年度との削減率▲67%と大幅な削減を図ることができた。 ○ また、令和 3 年度末を目処とした新規貸付の終了に向けて、利用者や現場窓口に混乱を生じさせないように、必要な周知広報を開始した。 ○ 以上のとおり、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。
区 分	平成 30 事業年度																		
貸付契約額	37,691,700 千円																		
資金交付額	37,691,700 千円																		
区 分	平成 30 事業年度																		
貸付契約額	863,410 千円																		
資金交付額	863,410 千円																		

	実施にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。 (2) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。 (3) 円滑に事業を終了する観点から、新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受	の点に留意する。 (1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。 (2) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。 (関連指標) ○貸付条件変更実績 ・貸付条件変更件数 (3) 円滑に事業を終了する観点から、新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金	施にあたっては、以下の点に留意する。 (1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、事業の終了時期を見据えて損益が均衡するよう配慮しつつ、貸付金利に反映させる。 (2) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。 (3) 円滑に事業を終了する観点から、新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等について、国と連携してホームページ、	＜評価の視点＞ ○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映した利率の設定となっているか。 ○ 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を行っているか。 ○ 返済中に生活困難となった者に対し、返済条件の緩和措置を講じているか。 ○ 新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者への適切	○ 平成 29 年度決算及び福祉医療機構債券の発行状況等を踏まえ、業務運営コストを分析し、事業の終了時期を見据えて損益が均衡する金利水準の検証を 8 月に実施した。 ○ 金利検証結果を経営企画会議に報告し、10 月以降の借入申込分から、貸付金利の引き上げを実施した。 ○ 利用者にとって真に必要な資金を融資し、無理のない返済となるように配慮するため、平成 26 年 12 月に貸付限度額の引き下げ、返済額の上限の引き下げ及び疎明資料による資金使途、必要額の確認などの制度変更を行っているが、制度変更前の実績と直近の実績を比較すると、平均返済額が 5.8 万円から 4.0 万円 (△1.8 万円)、また、年金受給額に占める返済額の割合の平均は 33.1%から 21.9% (△11.2%) となっており、利用者にとって必要かつ無理のない適切な制度運用を行った。 ○ 返済中に生活困窮に陥った者に係る貸付条件変更を 277 件実施した。 ○ 平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年北海道胆振東部地震等の災害発生を受け、機構ホームページに返済猶予等の対応を掲載した。 ○ 新規申込受付の終了時期及び利用可能な他制度に関する周知については、厚生労働省のホームページで 7 月 30 日に当該情報が公開されたことを受け、次の取組を行った。 a 厚生労働省及び全国銀行協会と調整の上、厚生労働省と連名のチラシ、パンフレット、事務取扱、契約関係書類に新規申込受付の終了時期及び利	なお、チラシ及びパンフレットについては受託金融機関、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体等に 360,000 部を配布し、利用者等に対して幅広く情報提供を行った。 また、新たに事務取扱の別冊として、新規申込受付終了後の代替措置にかかる相談窓口である自立相談支援機関の一覧を作成し、受託金融機関窓口において、新規申込受付終了後の相談窓口の案内を開始した。 b 機構ホームページについて、新規申込受付の終了時期及び利用可能な他制度に関するページを新たに作成した。 また、電話自動応答システムにも新規申込受付の終了にかかる説明を追加し、利用者からの問い合わせに対して 24 時間 365 日の案内を開始した。 ○ 受託金融機関における適切な対応に資するため、10～11 月に承継年金住宅融資等債権管理回収業務と合同で、全国 7 か所計 8 回の受託金融機関事務説明会を開催し、厚生労働省と連携して説明を実施した。また、受託金融機関事務説明会を欠席した金融機関に対しては、当日の資料を送付するとともに、厚生労働省と連携して、30 機関に個別訪問してフォローアップを実施した。 ○ 受託金融機関に対する連絡事項等については、新たに WAM NET 上に受託金融機関専用の掲示板を構築し、従来の紙媒体に加えて、電子媒体でも周知が図られる仕組みを整備したことにより、周知広報の効率化及び迅速化を実現した。 ○ 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による新規申込受付終了にかかる周知活動	
--	--	--	---	---	--	---	--

	託金融機関等の協力を得て窓口における利用者への適切な対応に努めること。	融機関等の協力を得て窓口における利用者への適切な対応に努める。	パンフレット等による周知や受託金融機関等の協力を得て利用者等への適切な対応を図るとともに、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行う。 なお、その際には、多重債務者等の借入れについて注意を促し、専門機関への相談につなげるための情報提供を行う。 また、受託金融機関の窓口等における利用者に対し、適切に対応するため、受託金融機関事務説明会等により指導を行う。	な対応に努めているか。	用可能な他制度の情報を掲載した。 また、新たに事務取扱の別冊として、新規申込受付終了後の代替措置にかかる相談窓口である自立相談支援機関の一覧を作成し、受託金融機関窓口において、新規申込受付終了後の相談窓口の案内を開始した。 b 機構ホームページについて、新規申込受付の終了時期及び利用可能な他制度に関するページを新たに作成した。 また、電話自動応答システムにも新規申込受付の終了にかかる説明を追加し、利用者からの問い合わせに対して 24 時間 365 日の案内を開始した。 ○ 受託金融機関における適切な対応に資するため、10～11 月に承継年金住宅融資等債権管理回収業務と合同で、全国 7 か所計 8 回の受託金融機関事務説明会を開催し、厚生労働省と連携して説明を実施した。 ○ 受託金融機関事務説明会を欠席した金融機関に対しては、当日の資料を送付するとともに、厚生労働省と連携して取扱件数の多い金融機関を中心に個別訪問によるフォローアップを実施した。(実績：30 機関) ○ 受託金融機関に対する連絡事項については、必要に応じて、通知文書により適切に周知徹底を図った。	について、機構内の他部署との連携等を通じて関係団体に協力を依頼した結果、平成 29 年度末の 32 団体から 36 団体に拡充し、これらの団体を通じて利用者等に対して幅広く周知を行った。 ○ これらの総合的な周知広報活動を行った結果、利用者等や受託金融機関の窓口現場に混乱を生じることなく現在に至っている。 ＜課題と対応＞ 特になし。	
	なお、利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行うこと。	なお、利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行う。 (関連指標) ○受託金融機関に対する周知実績		○ 利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行っているか。	○ 利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 36 団体に対して、厚生労働省と連名のチラシ、パンフレット等を配布し、新規申込受付の終了時期及び利用可能な他制度に関する情報提供を行った。		

		・受託金融機関事務説明会開催実績 ・受託金融機関個別訪問実績 ・全国銀行協会等との意見交換実績					
	(4) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に関する評価について、以下の指標を設定する。 ・ 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 30 団体以上との連携・協力による周知活動を行うこと。(平成28年度実績：29 団体)	(4)年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ・ 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 30 団体以上との連携・協力による周知活動を行う。	(4)年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ・ 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 30 団体以上との連携・協力による周知活動を行う。	○ 周知活動における連携・協力団体数について、中期計画を達成しているか。	○ 上記①のとおり。		

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－8	承継年金住宅融資等債権管理回収業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法附則第 5 条の 2 第 1 項及び第 2 項
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	なし

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度			3 0 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
長期延滞債権の回収 処理割合（計画値）	18%以上	－	18%以上	18%以上	18%以上	18%以上	18%以上		予算額（千円）	1,601,966				
長期延滞債権の回収 処理割合（実績値）	－	17.3%	22.0%						決算額（千円）	1,586,083				
達成率	－	－	122.2%						経常費用（千円）	1,625,097				
									経常利益（千円）	15,590,680				
									行政サービス実施 コスト（千円）	△ 16,014,981				
									従事人員数	28.70				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。 なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努めること。 (1) 業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機	8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努める。 なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努める。 (1)業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機関と緊密	8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努める。 なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努める。 (1)当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行うため、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の把握を進めるとともに、今後の課題の把握等に向けて、必要となる準備対応について国と調整を	<主な定量的指標> ① 長期延滞債権について、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行う。 <その他の指標> なし <評価の視点> ○ 業務終了を見据えた検討に際して、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機関と緊密に連携して、今後の課題の把握	<主要な業務実績> ① 長期延滞債権について、総件数に対して22.0%の回収処理を行った。 ○ 当該業務の終了を見据えた具体的な検討を進めるため、減少傾向が続く債権残高の動向を踏まえた将来の収支状況の把握や、関係機関との連携による今後の課題の把握等に向けた準備対応を進めた。	<評定と根拠> 評定：B ○ 当該業務の終了を見据えた具体的な検討を進めるため、減少傾向が続く債権残高の動向を踏まえた将来の収支状況の把握や、関係機関との連携による今後の課題の把握等に向けた準備対応を進めた。 ○ 承継年金住宅融資等の貸付先について、財務状況等の把握及び分析を行うとともに、必要に応じてヒアリング及び指導を行った。 ○ 貸付先の保証人等については、受託金融機関等に調査を行い、必要に応じて保証人の変更等の指導を行うとともに、転貸債権に係るローン保証会社の格付けにより、各社の保証履行能力の実態把握・分析を行った。 ○ 専門員の活動状況や転貸法人を取り巻く情勢等の情報交換を行う専門員会議を開催し、専門員を通じて転貸法人の債権管理に関する指導を行った。 ○ 平成30年4月に発足した新設合併法人については、安定運営に資するため、適時モニタリングを行い、特に初回となる9月約定償還に際して、法人の約定返済のスキームが変更となったこと等を踏まえ、事前の状況確認や事後のデータ突合など適時的確な処理を実施した。 ○ ローン返済困窮者に対する返済条件の変更72件、民事再生法の適用による返済条件の変更9件の措置を講じた。 ○ 延滞債権については、転貸法人等に対し短期延滞債権の迅速かつ着実な督促等を行うよう徹底するとともに、期限の利益を喪失した債権について複数の転貸法人と度重なる協議等を行い、合計1.1億円を一括返済で回収した。 ○ 長期延滞債権については、受託金融機関に対して適切な指示を行い、必要に応じて保証機関等に対する保証履行請求及び担保物件	評定 B <評定に至った理由> ○ 本項目における法人の自己評価は、「独立行政法人の評価に関する指針」(平成31年3月12日改定、総務大臣決定)に則して記載されており質が高く、評価の視点に則し業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できる。 ○ 当該業務の終了を見据えた具体的な検討を進めるため、関係機関へのヒアリングを通じて、減少傾向が続く債権残高の動向を踏まえた収支状況や今後の課題の把握・分析を行った。 ○ また、平成30年度に回収した資金については、949億円を国庫納付し、引き続き公的年金の給付財源に寄与することができた。 ○ 以上のとおり、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。	

	関と緊密に連携して、今後の課題の把握等に努めること。 (2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。 (3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努めること。	に連携して、今後の課題の把握等に努める。 (2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努める。 (3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。 (関連指標) ○適時的確な債権回収の実績 ・年金住宅融資等	行う。 (2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努める。 (3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。 また、経済情勢の変化等に伴うローン返済困窮者及び災害の被	握等に努めているか。 ○ 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努めているか。 ○ 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努めているか。	○ 転貸法人について、平成 29 年度決算書を徴求し、財務状況等の把握及び分析を行うとともに、必要に応じて、ヒアリング及び指導を行った。 ○ 住宅生活協同組合等について、受託金融機関から現状の報告及び決算書を徴求し、財務状況等の把握及び分析を行った。 ○ 貸付先の保証人等について、受託金融機関等に調査を行い、必要に応じて、保証人の変更等について指導を行った。 ○ 年金住宅融資等債権について、貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を実施し、貸倒引当金を適正に計上した。 ○ 転貸債権に係るローン保証会社の格付け(Moody's、S&P)により、各社の保証履行能力の実態把握・分析を行い、保証能力を確認した。 ○ 転貸法人に対するヒアリングを通じて実情等を把握するとともに、必要な助言、指導等を行った。また、専門員及び転貸法人からの定期報告(年2回)、専門員の活動状況や転貸法人を取り巻く情勢等の情報交換を行う専門員会議を開催し、専門員を通じて転貸法人の債権管理に関する指導を行った。 ○ 平成 30 年 4 月に発足した新設合併法人については、安定運営に資するため、適時モニタリングを行った。特に初回となる 9 月約定償還に際して、機構の約定案内と法人の約定返済のスキームが法人本部を経由することから、事前の状況確認や事後のデータ突合など適時的確な処理を実施した。 併せて、7 道府県による所轄行政庁を定める調整を注視し、平成 31 年 1 月末に大阪府	の処分を行ったことなどにより、総件数に対して 22.0%の回収処理を行った。 ○ 以上の取り組みの結果、平成 30 年度の国庫納付金として、令和元年 7 月末までに約 949 億円を国庫納付する予定であり、引き続き公的年金の給付財源に寄与する対応となる。 ＜課題と対応＞ 特になし。	
--	--	--	--	--	--	--	--

		債権の元金回収率	災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講じる。		に決定したことを確認した。 ○ ローン返済困窮者に対する返済条件の変更 72 件、民事再生法の適用による返済条件の変更 9 件の措置を講じた。 また、平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年北海道胆振東部地震等による災害発生を受け、機構ホームページに返済猶予等の対応を掲載した。		
(4) 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。	(4) 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。	(4) 延滞債権については、貸付先に対する迅速かつ着実な督促を実施するとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に進めることにより、早期の債権回収に努める。	○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。	○ 短期延滞債権について迅速かつ着実な督促等を行うため、転貸法人へのヒアリングや関係団体の役員会・総会及び専門員会議等において周知徹底を図った。 ○ 延滞債権を有する複数の転貸法人と度重なる協議及び調整を行い、最終的に今後の法人運営に支障が生じないこと等を確認した上で、合計 1.1 億円を一括返済で回収した。 ○ 長期延滞債権の回収促進のため、直接競売申立てに向けた準備・調整を進めるとともに、受託金融機関に対し適切な指示を行い、必要に応じ、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分を適切に行った。 ○ 貸付先が破綻した債権であって、督促困難など、貸倒償却処理等の対応が困難であった事案に関して、関係規程等の一部改正を実施したことにより、受託金融機関との連携を通じた適時的確な貸倒償却処理の手続きが図られることとなった。			
(5) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標を設定する。 ・ 長期延滞債権については、被保険者の高齢化等により、その回	(5) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ・ 長期延滞債権については、被保険者の高齢化等により、その回収が一層難し	(5) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ・ 長期延滞債権については、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対し	○ 長期延滞債権については、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して 18%以上の回収処理	○ 上記①のとおり。			

	収が一層難しくなっている中で、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行うこと。 （第3期中期目標期間実績：平均17.8%）	くなっている中で、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行う。	て18%以上の回収処理を行う。	を行う。			
--	---	--	-----------------	------	--	--	--

4. その他参考情報
（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	業務・システムの効率化と情報化の推進		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号 713・757

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

	と。	情報管理担当部署の専門性の向上を図る。	情報システムに精通した人材を育成するための研修プログラムに基づく外部研修を活用するなど情報管理担当部署の専門性の向上を図る。	報管理担当部署の専門性の向上を図っているか。	関する知識習得に係る外部研修を受講した。(実績：3名、9回) ○ C I O補佐官による I C T人材育成に資するサービスマネジメントのフレームワーク (ITIL) に関する研修を実施した。	名) を実施したほか、C I O補佐官による研修を役職員向けに実施 (受講者 68 名) するなど、職員に対する I Tに関する研修等を計画的に実施した。	
		(3)各業務の特性に応じて、当該業務に必要な I Tに関する技能及び知識の習得を推進するため、職員に対する研修等を実施する。	(3)業務の特性に応じて、当該業務に必要な I Tに関する技能の習得を推進するため、情報化統括責任者 (C I O) 補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。	○ 職員に対する I Tに関する研修等を計画的に実施しているか。	○ 職員の I C Tリテラシーの向上を図るため、「平成 30 年度情報システム関連研修計画」に基づき、情報管理担当部署等による O A研修 (e ラーニング形式：word、Excel 他計 5 コース、受講者 343 名) 及び業務システム操作研修 (集合研修：ホームページ他 6 回、受講者 105 名) を実施した。 ○ I C Tリテラシーの向上のため、C I O補佐官による研修を役職員向けに実施した。(受講者 68 名)	<課題と対応> 特になし。	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－2	経費の節減		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号 713・757

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値 等、目標に応じた必要な情報
経費節減(計画値) (百万円)	中期目標期間の最終年度において、一般管 理費は 70 百万円、業務経費は 296 百万円		(一般管理費) 80 (▲3%) (業務経費) 308 (▲1%)	(一般管理費) 77 (▲6%) (業務経費) 305 (▲2%)	(一般管理費) 75 (▲9%) (業務経費) 302 (▲3%)	(一般管理費) 72 (▲12%) (業務経費) 299 (▲4%)	(一般管理費) 70 (▲15%) (業務経費) 296 (▲5%)	—
経費節減(実績値) (百万円)	年度計画値の 100%	(一般管理費) 82 (業務経費) 311	(一般管理費) 85 (業務経費) 331					—
上記削減率(%)	中期目標期間の最終事業年度において、平 成 29 年度(一般管理費 82 百万円、業務経 費 311 百万円)と比べて一般管理費は 15% 程度、業務経費は 5%程度削減		(一般管理費) 3.7% (業務経費) 6.3%					
達成度	—		(一般管理費) 94.1% (業務経費) 93.1%					—

（注）削減対象経費は、運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費であって、決算報告書の業務経費及び一般管理費のうち、人件費、貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除いた金額である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	2 経費の節減	2 経費の節減	2 経費の節減	＜主な定量的指標＞ ① 中期目標期間の最終事業年度において、平成 29 年度と比べて一般管理費は 15%程度、業務経費は 5%程度の額を節減する。 ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ ① 運営費交付金を充当して行う業務（一般勘定・共済勘定・保険勘定）に係る一般管理費及び業務経費については、中期目標期間の最終事業年度において、基準額（平成 29 年度決算額）に対して、一般管理費は△15%程度、業務経費は△5%程度の額を削減できるよう削減対象経費の検証を行い、業務の質の確保に留意しつつ効率的な執行に努めることとしている。 平成 30 年度においては、職員研修に係る経費について、これまでの研修の質を確保しつつ、より安価なプログラムを選択するなどして約 130 万円を節減したほか、文書量の膨大さから紙による保管が困難である退職共済事業の掛金納付対象職員届について、改めて保管媒体を検討し、これまでのマイクロフィルム形式からより安価な PDF 形式としたことにより、約 100 万円を節減した。 しかしながら、近年の業務量の増大（福祉医療貸付事業における個別融資相談、訪問相談、関係団体等への PR 活動等の増加、退職手当共済事業における制度の加入者、退職手当金支給人員の増加等）に伴い業務経費が増加するとともに、限られた人員数の中で、業務の質を確保し、顧客サービス及びリスク管理の維持向上を図っていくための対応として、短期間で人材を確保することが可能な人材派遣職員を職員の補助として活用してきた結果、基準年度に比べ人材派遣料が約 8 百万円増加した。 また、高年齢者雇用安定法に基づき 65 歳までの継続雇用制度を導入しているが、その対象者が増加したこと等により、基準年度に比べ賃金が約 17 百万円増加した。このような状況下、平成 30 年度においては、一般管理費、業務経費ともに基準年度を下回ることができなかった。	＜評定と根拠＞ 評定：C ○ 平成 30 年度における経費の節減については、職員研修に係る経費について、これまでの研修の質を確保しつつ、より安価なプログラムを選択するなどして約 130 万円を節減したほか、文書量の膨大さから紙による保管が困難である退職手当共済事業の掛金納付対象職員届について、改めて保管媒体を検討し、これまでのマイクロフィルム形式からより安価な PDF 形式としたことにより、約 100 万円を節減した。 しかしながら、近年の業務量の増大に伴い業務経費が増加するとともに、限られた人員数の中で、業務の質を確保し、顧客サービス及びリスク管理の維持向上を図っていくための対応として、短期間で人材を確保することが可能な人材派遣職員を職員の補助として活用してきた結果、基準年度に比べ	評定	C
				＜評価の視点＞ ○ 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図り、経費の節減に努めているか。	○ 福祉医療貸付の約定元利金の返済方法について、口座振替制度の利用に関する案内の強化により、貸付先の 90%以上が口座振替に移行（前年度対比 10%程度の増）につながり、事務効率化（振込手続きの各種手作業の減）及び顧客サービスの向上が図られた。 ○ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務において、破綻した貸付先に係る回収業務の委託契約更新にあたり、委託業務内容の見直し等を通じて、業務委託手数料を削減した（5 年間△500 万円）。 ○ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務において、有価証券（国債）による根質権を担保としている貸付先と交渉し、根抵当権へと担保を変更したことに伴い、担保有価証券を保管する委託先（信託銀行）との間で締結している担保有価証券管理事務請負契約の早期解約が可能となり、完済までの委託費を削減した（3 年間△120 万円）。	○ 上記のような状況もあり、平成 30 年度においては、一般管理費、業務経費ともに基準年度を下回ることができなかったため、「C」評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 今後は、本中期目標期間の最終年度（令和		
	（2）公正かつ透	（2）公正かつ透明	（2）公正かつ透明	○ 公正かつ透明な調	○ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務			

	明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施すること。	な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施する。	な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、「平成 30 年度調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施する。	達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施しているか。	大臣決定）に基づき、6 月に平成 30 年度の「調達等合理化計画」を策定し、機構ホームページで公表した。 ○ 「調達等合理化計画」に基づく取組みについては、次表のとおりである。 表1 調達の全体像 (単位：件、億円) <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">平成29年度</th><th colspan="2">平成30年度</th><th colspan="2">比較増△減</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>競争入札等</td><td>(78.0%) 39</td><td>(95.9%) 17.7</td><td>(71.4%) 30</td><td>(62.0%) 6.9</td><td>(△23.1%) △9</td><td>(△61.0%) △10.8</td></tr><tr><td>企画競争・公募</td><td>(2.0%) 1</td><td>(2.0%) 0.4</td><td>(0.0%) 0</td><td>(0.0%) 0.0</td><td>(△100.0%) △1</td><td>(△100.0%) △0.4</td></tr><tr><td>競争性のある契約 (小計)</td><td>(80.0%) 40</td><td>(97.9%) 18.1</td><td>(71.4%) 30</td><td>(62.0%) 6.9</td><td>(△25.0%) △10</td><td>(△61.9%) △11.2</td></tr><tr><td>競争性のない 随意契約</td><td>(20.0%) 10</td><td>(2.1%) 0.4</td><td>(28.6%) 12</td><td>(38.0%) 4.2</td><td>(20.0%) 2</td><td>(1,001.0%) 3.8</td></tr><tr><td>合 計</td><td>(100.0%) 50</td><td>(100.0%) 18.4</td><td>(100.0%) 42</td><td>(100.0%) 11.1</td><td>(△48.0%) △8</td><td>(△52.6%) △7.4</td></tr></table> (注1) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 (注2) 比較増△減の（ ）書は、平成30年度の対平成29年度伸率である。 表2 一者応札・応募状況 (単位：件、億円) <table><tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="2">平成 29 年度</th><th colspan="2">平成 30 年度</th><th colspan="2">比較増△減</th></tr><tr><td rowspan="2">2 者以上</td><td>件数</td><td>26</td><td>(65.0%)</td><td>21</td><td>(70.0%)</td><td>△5</td><td>(△19.2%)</td></tr><tr><td>金額</td><td>6.3</td><td>(34.7%)</td><td>2.4</td><td>(34.4%)</td><td>△3.9</td><td>(△62.2%)</td></tr><tr><td rowspan="2">1 者以下</td><td>件数</td><td>14</td><td>(35.0%)</td><td>9</td><td>(30.0%)</td><td>△5</td><td>(△35.7%)</td></tr><tr><td>金額</td><td>11.8</td><td>(65.3%)</td><td>4.5</td><td>(65.6%)</td><td>△7.3</td><td>(△61.8%)</td></tr><tr><td rowspan="2">合 計</td><td>件数</td><td>40</td><td>(100.0%)</td><td>30</td><td>(100.0%)</td><td>△10</td><td>(△25.0%)</td></tr><tr><td>金額</td><td>18.1</td><td>(100.0%)</td><td>6.9</td><td>(100.0%)</td><td>△11.2</td><td>(△61.9%)</td></tr></table> (注 1) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 (注 2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。 (注 3) 比較増△減の（ ）書は、平成 30 年度の対平成 29 年度伸率である。 ○ 「調達等合理化計画」に基づき、以下の項目について重点的な取組みを行った。 a 競争性のない随意契約に対する取組み 会計規程等における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底し、公正性、透明性を確保した。 また、調達等合理化推進委員会において、競争性のない随意契約全件の事前点検を行った。(実績：10 件) b 一者応札・応募に対する取組み 機構ホームページにおいて公表している「一者応札・一者応募に係る改善方策について」に基づき、公告期間の確保や不当な資格要件を設定しない等によって、競争への参加者が複数となるよう改善に取り組んだ他、以下の項目についても併せて取り組んだ。 ・ より多くの事業者が準備期間を十分に確保できるよう平成 30 年度の発注予定表を 4 月にホームページで公表するとともに、毎月更新を行った。前回一者応札となった案件(8 件)については、ホームページでの公表に合わせて、入札への参加が期待される事業者に対する個別案内を行った。	区 分	平成29年度		平成30年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(78.0%) 39	(95.9%) 17.7	(71.4%) 30	(62.0%) 6.9	(△23.1%) △9	(△61.0%) △10.8	企画競争・公募	(2.0%) 1	(2.0%) 0.4	(0.0%) 0	(0.0%) 0.0	(△100.0%) △1	(△100.0%) △0.4	競争性のある契約 (小計)	(80.0%) 40	(97.9%) 18.1	(71.4%) 30	(62.0%) 6.9	(△25.0%) △10	(△61.9%) △11.2	競争性のない 随意契約	(20.0%) 10	(2.1%) 0.4	(28.6%) 12	(38.0%) 4.2	(20.0%) 2	(1,001.0%) 3.8	合 計	(100.0%) 50	(100.0%) 18.4	(100.0%) 42	(100.0%) 11.1	(△48.0%) △8	(△52.6%) △7.4	区分		平成 29 年度		平成 30 年度		比較増△減		2 者以上	件数	26	(65.0%)	21	(70.0%)	△5	(△19.2%)	金額	6.3	(34.7%)	2.4	(34.4%)	△3.9	(△62.2%)	1 者以下	件数	14	(35.0%)	9	(30.0%)	△5	(△35.7%)	金額	11.8	(65.3%)	4.5	(65.6%)	△7.3	(△61.8%)	合 計	件数	40	(100.0%)	30	(100.0%)	△10	(△25.0%)	金額	18.1	(100.0%)	6.9	(100.0%)	△11.2	(△61.9%)	人材派遣料が約 8 百万円増加した。 また、高年齢者雇用安定法に基づき 65 歳までの継続雇用制度を導入しているが、その対象者が増加したこと等により、基準年度に比べ賃金が約 17 百万円増加した。このような状況下、平成 30 年度においては、一般管理費、業務経費とともに基準年度を下回ることができなかった。 今後は、本中期目標期間の最終年度（令和 4 年度）に向けて、改めて職員、再雇用職員、人材派遣職員の適材適所等を含めた人員配置の最適化により、人材派遣料等の経費の節減に努める。 ○ 契約の適正化については、調達等合理化計画に基づく取組みを着実に実施するとともに、契約監視委員会における点検を適正に行い、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を推進した。 ○ 給与水準については、その適正化に向けて、組織のスリム	4 年度）に向けて、改めて職員、再雇用職員、人材派遣職員の適材適所等を含めた人員配置の最適化により、人材派遣料等の経費の節減に努めてもらいたい。
区 分	平成29年度		平成30年度		比較増△減																																																																																																							
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																																																																						
競争入札等	(78.0%) 39	(95.9%) 17.7	(71.4%) 30	(62.0%) 6.9	(△23.1%) △9	(△61.0%) △10.8																																																																																																						
企画競争・公募	(2.0%) 1	(2.0%) 0.4	(0.0%) 0	(0.0%) 0.0	(△100.0%) △1	(△100.0%) △0.4																																																																																																						
競争性のある契約 (小計)	(80.0%) 40	(97.9%) 18.1	(71.4%) 30	(62.0%) 6.9	(△25.0%) △10	(△61.9%) △11.2																																																																																																						
競争性のない 随意契約	(20.0%) 10	(2.1%) 0.4	(28.6%) 12	(38.0%) 4.2	(20.0%) 2	(1,001.0%) 3.8																																																																																																						
合 計	(100.0%) 50	(100.0%) 18.4	(100.0%) 42	(100.0%) 11.1	(△48.0%) △8	(△52.6%) △7.4																																																																																																						
区分		平成 29 年度		平成 30 年度		比較増△減																																																																																																						
2 者以上	件数	26	(65.0%)	21	(70.0%)	△5	(△19.2%)																																																																																																					
	金額	6.3	(34.7%)	2.4	(34.4%)	△3.9	(△62.2%)																																																																																																					
1 者以下	件数	14	(35.0%)	9	(30.0%)	△5	(△35.7%)																																																																																																					
	金額	11.8	(65.3%)	4.5	(65.6%)	△7.3	(△61.8%)																																																																																																					
合 計	件数	40	(100.0%)	30	(100.0%)	△10	(△25.0%)																																																																																																					
	金額	18.1	(100.0%)	6.9	(100.0%)	△11.2	(△61.9%)																																																																																																					

				・ より多くの事業者が入札に参加することを促すため、新たに入札公告情報を提供する「調達情報メールマガジン」の発行を開始した。 ・ 平成 30 年度に一者応札となった案件（9 件）について、入札への参加を辞退した事業者に対するアンケート調査を実施するとともに、事業者が参加しやすい調達スケジュールの設定や仕様の見直し等に係る留意事項として、アンケート結果を関係部署へ周知した。 c 総合評価落札方式の効果的な活用 技術的要素の評価を行うことが重要であった「平成 30 事業年度会計監査業務」他の調達（6 件）を総合評価落札方式で調達するとともに、実施にあたって関係部署と 4 回の勉強会等を行った。 d 障害者優先調達推進法への取り組み等 「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者就労施設等からの調達を 2,449 千円行った。当該方針においては「前年度の実績額（1,981 千円）を上回る」ことを目標としており、目標を達成した。 ○ 「調達等合理化計画」に基づき、以下の項目についてガバナンスの徹底を図った。 a 随意契約に関する内部統制 新たに競争性のない随意契約を締結することとなった「ウェブサイトおよびメールサーバ間通信の TLS 化（暗号化）に伴うシステム改修業務」他の調達（2 件）について、調達等合理化推進委員会に諮り、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前点検を受けた。 b 不祥事の発生の未然防止・再発防止の取組 適正な調達事務に資するため、公正取引委員会が主催する「入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）等研修会」に契約担当者 2 名を派遣し、人材の育成に努め、不祥事発生の未然防止に取り組んだ。なお、平成 30 年度に不祥事は発生していない。 ○ 「調達の適正化について（依頼）」（平成 22 年 4 月 6 日付厚生労働省発総 0406 第 5 号）を踏まえ、全ての調達は原則として一般競争入札によることとし、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく調達等合理化推進委員会においては、一般競争入札（最低価格落札方式）9 件、一般競争入札（総合評価落札方式）6 件、企画競争 1 件、競争性のない随意契約 10 件に係る以下の事項の審議を徹底した。 a 一般競争入札（最低価格落札方式）による場合は、調達等合理化推進委員会で仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底した。 b 一般競争入札（最低価格落札方式）によらない調達については、その理由を審査した。 ○ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）において、各独立行政法人は「契約監視委員会」を設置し、調達等合理化計画の策定、自己評価の際の点検及び理事長が定める基準（新たな競争性のない随意契約、2 か年度連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約の事後点検を行うこととされているため、6 月に同委員会を開催し、「平成 30 年度調達等合理化計画（案）」（平成 29 年度調達等合理化計画に係る自己評価の報告を含む）の事前点検を行うとともに、平成 29 年度に契約を締結した新たな競争性のない随意契約 1 件、2 か年度連続の一者応札・応募案件 3 件について事後点検を行った。	化、機構独自の特別都市手当据置の継続、55 歳を超える職員に対する給与体系の見直し等による人件費の削減を実施してきた結果、年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は 99.4 ポイントとなった。 ＜課題と対応＞ ○ 職員、再雇用職員、人材派遣職員の適材適所等を含めた人員配置の最適化により、経費の節減に努める。	
--	--	--	--	---	--	--

	(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成 29 年度と比べて一般管理費は 15%程度、業務経費は 5 %程度の額を節減すること。 (注) 貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経	(3)運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成 29 年度と比べて一般管理費は 15%程度、業務経費は 5 %程度の額を節減する。 (注)貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に	(3)運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、中期計画の達成に向け、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、経費の節減に取り組む。 (注)貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手	○ 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。	○ 上記①のとおり。		
--	--	---	---	--	-------------------	--	--

	費、退職 手当共済 事業に係 る業務委 託費及び 退職手当 給付金支 給に係る 振込手 数料、シ ステム関 連経費、 事務所借 料関連経 費、公租 公課並び に特殊要 因経費を 除く。	係る業務 委託費及 び退職手 当給付金 支給に係 る振込手 数料、シ ステム関 連経費、 事務所借 料関連経 費、公租 公課並び に特殊要 因経費を 除く。	数料、シ ステム関 連経費、 事務所借 料関連経 費、公租 公課並び に特殊要 因経費を 除く。					
	役職員の給 与水準につ いては、政府 の方針を踏ま え検証を行い、 その検証結果 や取組状況に ついて公表す ること。	役職員の給 与水準につ いては、政府 の方針を踏ま え検証を行い、 その検証結果 や取組状況に ついて公表す る。	役職員の給 与水準につ いては、政府 の方針を踏ま え検証を行い、 その検証結果 や取組状況に ついて公表す る。	○ 役職員の給与水準 については、政府の 方針を踏まえ検証を 行い、その検証結果 や取組状況について 公表しているか。	○ ラスパイレス指数の状況 対国家公務員 114.5 地域勘案 101.4 学歴勘案 111.5 地域・学歴勘案 99.4 （注）地域勘案指数：民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無を考慮した指数 学歴勘案指数：学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数 ○ 機構は在勤地が大都市圏であること、大卒以上の高学歴者の割合が高いことから、対国 家公務員指数 114.5 と国家公務員に比較して給与水準が高くなっているが、地域・学歴差を 勘案すると、対国家公務員指数は 99.4 となる。 ○ 国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由 ① 在勤地が大都市圏であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏（東 京都特別区及び大阪市）であり、特別都市手当（国の地域手当に相当）の支給対象に差が あること。（職員の割合…東京都特別区：88.8%、大阪市：11.2%） ② 大学卒以上の比率が高いこと 国家公務員（行政職（一））の大学卒以上の比率は 57.4%（平成 30 年国家公務員給与等 実態調査）であるのに対し、機構職員の大学卒以上の比率は 89.3%となっており、学歴構 成による差があること。 ○ 給与水準の適切性の検証 在勤地が大都市圏であること、大卒以上の高学歴者の割合が高いことから、対国家公務員 指数 114.5（年齢差勘案）と国家公務員に比較して給与水準が高くなっているが、年齢・地			

					域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は 99.4 となる。 ○ 給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、平成 30 年度においても以下の事項を実施するとともに、給与水準の検証結果と今後講ずる措置を機構ホームページに 6 月に公表した。 a 55 歳を超える職員（4 等級（課長代理級）以下の職員を除く）に対する本俸、役職手当等の支給について、国は 1.5%の減額支給措置が平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止となったが、機構は 0.5%の減額を引き続き実施 b 特別都市手当（国の地域手当に相当）について、国は平成 18 年度以降引上げを行い、平成 28 年度に 20%（東京都特別区）の支給割合となったが、機構は引き続き 12%に据え置き、抑制を継続 ○ 平成 30 年人事院勧告を踏まえ、国家公務員に準じた給与改定を実施した。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号 713・757

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

	と。			ているか。	資金調達を行った。																										
					<table><tr><td>区 分</td><td>金 額</td><td>年 限</td><td>発 行 日</td></tr><tr><td>福祉医療貸付事業 (一般勘定)</td><td>150 億円</td><td>10 年</td><td>平成 30 年 6 月 20 日</td></tr><tr><td>福祉医療貸付事業 (一般勘定)</td><td>100 億円</td><td>10 年</td><td>平成 30 年 12 月 20 日</td></tr><tr><td>年金担保貸付事業 (年金担保貸付勘定)</td><td>70 億円</td><td>3 年</td><td>平成 30 年 6 月 20 日</td></tr><tr><td>年金担保貸付事業 (年金担保貸付勘定)</td><td>70 億円</td><td>3 年</td><td>平成 30 年 12 月 20 日</td></tr><tr><td>合 計</td><td>390 億円</td><td>－</td><td>－</td></tr></table>	区 分	金 額	年 限	発 行 日	福祉医療貸付事業 (一般勘定)	150 億円	10 年	平成 30 年 6 月 20 日	福祉医療貸付事業 (一般勘定)	100 億円	10 年	平成 30 年 12 月 20 日	年金担保貸付事業 (年金担保貸付勘定)	70 億円	3 年	平成 30 年 6 月 20 日	年金担保貸付事業 (年金担保貸付勘定)	70 億円	3 年	平成 30 年 12 月 20 日	合 計	390 億円	－	－		
区 分	金 額	年 限	発 行 日																												
福祉医療貸付事業 (一般勘定)	150 億円	10 年	平成 30 年 6 月 20 日																												
福祉医療貸付事業 (一般勘定)	100 億円	10 年	平成 30 年 12 月 20 日																												
年金担保貸付事業 (年金担保貸付勘定)	70 億円	3 年	平成 30 年 6 月 20 日																												
年金担保貸付事業 (年金担保貸付勘定)	70 億円	3 年	平成 30 年 12 月 20 日																												
合 計	390 億円	－	－																												
	第 4 短期借入金の 限度額 1 限度額 9 5,5 0 0 百万 円 2 想定される理由 (1)運営費交付金の 受入れの遅延等 による資金不足 に対応するため。 (2)一般勘定におい て、貸付原資の調 達の遅延等によ る貸付金の資金 不足に対応する ため。 (3)年金担保貸付勘 定及び労災年金 担保貸付勘定に おいて、貸付原資 に充当するため。 (4)共済勘定におい て、退職者の増加 等による給付費 の資金不足に対 応するため。 (5)予定外の退職者 の発生に伴う退 職手当の支給等、 偶発的な出費に 対応するため。	第 4 短期借入金の 限度額 1 限度額 9 5,5 0 0 百万 円 2 想定される理由 (1)運営費交付金の 受入れの遅延等 による資金不足 に対応するため。 (2)一般勘定におい て、貸付原資の調 達の遅延等によ る貸付金の資金 不足に対応する ため。 (3)年金担保貸付勘 定及び労災年金 担保貸付勘定に おいて、貸付原資 に充当するため。 (4)共済勘定におい て、退職者の増加 等による給付費 の資金不足に対 応するため。 (5)予定外の退職者 の発生に伴う退 職手当の支給等、 偶発的な出費に 対応するため。																													

	3 不要資産の国庫納付 将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要財産）を速やかに国庫納付すること。	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する。	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし	○ 不要財産の国庫納付については、計画どおり適切に実施しているか。	○ 不要財産の国庫納付については、会計検査院による平成29年度決算検査報告における機構への意見表示「独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について」を踏まえ、厚生労働省と協議を行った結果、3月に7.3億円の不要財産（現預金）を国庫納付した。		
		第6 第5の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	第6 第5の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし				
		第7 剰余金の使途 ・ 全勘定に共通する事項 業務改善に係る支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源	第7 剰余金の使途 ・ 全勘定に共通する事項 業務改善に係る支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源				

4. その他参考情報						
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)						
目的積立金等の状況については、次表のとおりである。						
(単位：百万円、%)						
	平成30年度（初年度）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度（最終年度）	

前期中(長)期目標期間繰越積立金	300					
目的積立金	-					
積立金	-					
うち経営努力認定相当額						
その他の積立金等	-		—			
運営費交付金債務	-					
当期の運営費交付金交付額 (a)	2,548					
うち年度末残高 (b)	-					
当期運営費交付金残存率 (b÷a)	-					
(注) 単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	効率的かつ効果的な業務運営体制の整備		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号 713・757

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

		(2)国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図ることで、理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境を維持・強化する。 (3)多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かし、業務間の連携を強化するとともに、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図ることにより、業務の効率的な運営を図る。	(2)トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図り、理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境を維持・強化する。 (3)多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かし、業務間の連携を強化するとともに、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図ることにより、業務の効率的な運営を図る。	○ トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。 ○ 業務間の連携強化や業務改善活動の活性化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。	振興課」を創設し、併せて情報システム室を「情報事業部」に改編 ○ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成 31 年法律第 14 号）において、機構が当該一時金の支払事務を受託することができることとされていることを踏まえ、当該事務の開始に向けた準備作業を行う「旧優生保護法一時金支払基金準備室」を企画管理部内に設置することを決定した。 ○ 役員会を原則として月 1 回開催し、機構の業務運営等に関する重要事項を審議・決定した。 ○ トップマネジメントを補佐する経営企画会議を原則として月 2 回開催し、理事長からの「機構運営哲学」及び「行動の指針」の提示、全役員による「平成 30 年度重点目標」の指示、「平成 29 年度業務実績評価の検証」等の重要案件に対し、迅速かつ的確に経営判断を行った。 なお、協議内容等については、迅速かつ的確に浸透させるため、イントラネット等を通じて全職員に対して発信した。 また、経営企画会議については報告方法や様式等を見直し、中期計画や経営方針、重点目標等に基づく業務の実施状況等をより効果的に把握・共有することで、トップマネジメントの推進を図った。 ○ 役員連絡会を毎週開催し、機構内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図った。 ○ 福祉医療貸付事業と福祉医療経営指導事業が連携し、イエローゾーン先に対する実地調査時に、社会福祉法人の経営状況や報酬改定に関するアンケート調査結果等に関するリサーチレポートを配布した。 また、貸付先へのフォローアップ調査において得たイエローゾーン先の特徴やデフォルトの要因等について、福祉医療経営指導事業が開催した「埼玉県社会福祉法人指導監査事務担当者向けセミナー」において情報提供を行った。 ○ 機微情報やデータの受渡し等においてセキュリティが確保され、大容量データの授受が可能なWAM NET基盤を活用し、以下の機構業務の効率的な実施を推進した。 a 与信管理業務において、アドバイザー契約を結ぶ業務委託先と機構担当部署との間で大容量データ等の授受を行うため、連絡用の掲示板システムを構築した。	し、機構業務の効率的な実施を推進した。 また、WAM NETのメール一括配信機能を活用し、各事業における情報を迅速かつ安全に発信することにより、事務の効率化を図った。 さらに、福祉医療経営指導事業が実施する調査を円滑かつ効率的に実施した。 ○ 障害福祉サービス等情報公表システムについては、システムの運用スケジュールや操作マニュアル、Q&Aなどを掲載した「障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板」を設置するなど、当該システムに関する情報を効果的に提供・発信した。また、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムについては、社会福祉法人経営者協議会主催のセミナーにおいて、当該システムの改善点について説明を実施するなど、積極的な周知を図った。 WAM NETのPR活動として、「介護フェア in かながわ」や機構主催のセミナーにおいて、体験型の広報活動を行い、効果的な情報発信を行った。 また、WAM NET公式Twitterを活用し、新設したコンテンツの配信など、速報性のある情報をタイムリーに発信することで、効果的な情報発信及び広報活動を行った。 <課題と対応> 特になし。	
--	--	---	---	--	--	--	--

					b 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業において、受託金融機関との各種事務連絡等を掲載するための掲示板システムを構築し、受託金融機関に対する周知の効率化及び迅速化を図った。 ○ WAM NETのメール一括配信機能を活用し、各事業における情報を迅速かつ安全に発信することにより、事務の効率化及び利用者サービスの向上を支援した。(実績: 72回) ○ WAM NET基盤を活用し、福祉医療経営指導事業が実施する調査を円滑かつ効率的に実施した。(実績: 6回) ○ 業務の効率化、顧客サービス及び職場環境の向上等を図るため、職員からの意見提案箱制度を引き続き運用し、平成 30 年度は職員のパソコン基礎スキルの向上策についての提案があり、役員会の審議を経て表彰した。 ○ 障害福祉サービス等情報公表システムの運用開始に伴い、システムの運用スケジュールや操作マニュアル、Q&Aなどを掲載した「障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板」を設置したほか、国と連携し、自治体や事業者に対して利用促進等に関するメールを計 2 回配信するなど、当該システムに関する情報を効果的に提供・発信するとともに、登録情報の充実を図った。 ○ 社会福祉法人経営者協議会主催のセミナー（全国 4 か所）において、担当者が現地へ出向き、実際に社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの改善点について説明を実施するなど、積極的な周知を図った。 ○ 「介護フェア in かながわ」、「社会福祉施設経営実務セミナー」及び「WAM助成内定事務説明会」において、担当者がブースに常駐し、WAM NETに関する PR 活動を行うとともに、パソコンを設置して来訪者に実際に WAM NETの操作をしてもらう等、体験型の広報活動を行った。 ○ WAM NET公式 Twitter を活用し、新設したコンテンツの配信など、速報性のある情報をタイムリーに発信することで、情報の拡散を行った。 ○ 機構ホームページにスマートフォンでアクセスするとスマートフォンに最適化された画面を表示するように改修を行った。	
--	--	--	--	--	---	--

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－2	内部統制の充実		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号 713・757

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	2 内部統制の充実	2 内部統制の充実	2 内部統制の充実	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ○ 内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有しているか。 ○ 内部統制の仕組みが有効に機能しているかモニタリングを通じて点検・検証を行い、その結果を踏まえて見直しを行っているか。	<主要な業務実績> ○ 定期的（毎月）にガバナンス委員会を開催し、リスク管理に関する事項等について、機構内のイントラネットへの資料掲載や会議議事録等を活用した職員への指示の伝達を通じて、役職員で認識を共有した。 また、全役職員向けにコンプライアンス研修を開催し、内部統制及びコンプライアンス意識の定着を図った。 ○ 定期的（毎月）に開催したガバナンス委員会において、リスク等管理に係る各種モニタリングの報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかについて「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知）を踏まえた総括点検を実施した。 ○ リスク・アプローチに基づく内部監査を実施し、検出された問題事象及び前年度に検出された問題事象に関する改善活動をフォローアップした。 また、平成 30 年度内部監査結果に基づき、今後取り組むべき課題等を取りまとめ、経営企画会	<評定と根拠> 評定：B ○ 定期的（毎月）にガバナンス委員会を開催し、リスク管理に関する事項等について、機構内のイントラネットへの資料掲載や会議議事録等を活用した職員への指示の伝達を通じて、役職員で認識を共有した。 また、全役職員向けにコンプライアンス研修を開催し、内部統制及びコンプライアンス意識の定着を図った。 ○ 内部統制の更なる充実を図るため、定期的（毎月）に開催したガバナンス委員会において、リスク等管理に係る各種モニタリングの報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかについて「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知）を踏まえた総括点検を実施した。 ○ リスク・アプローチに基づく内部監査を実施し、検出された問題事象に関する改善活動のフォローアップを行い、手順書等の見直しが行われたことを確認した。 また、平成 30 年度内部監査結果等を踏まえ、リスク管理上の課題を分析・評価したうえで平成 31 年度内部監査実施計画を策定した。 ○ 平成 30 年 7 月 25 日に改定された政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠するため、必要に応じ最高情報セキュリティ副責任者の設置、情報セキュリティ対策の開発事業者から運用保守事業者への引継ぎ等について明文化し、情報セキュリティポリシー等関係規程の見直しを行った。また、情報セキュリティ対策として、提供する全てのウェブサイトの常時暗号化、電子メール	評定 B <評定に至った理由> ○ ガバナンス委員会を定期的に開催し、リスク管理に関する事項等について、機構内のイントラネットへの資料掲載や会議議事録等を活用した職員への指示の伝達を通じて、役職員で認識を共有するとともに、全役職員向けにコンプライアンス研修を開催し、内部統制及びコンプライアンス意識の定着を図った。 また、ガバナンス委員会において、リスク等管理に係る各種モニタリングの報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかについて総括点検を実施した。 ○ リスク・アプローチに基づく内部監査を実施し、検出された問題事象に関する改善活動のフォローアップを行い、手順書等の見直しが行われたことを確認した。 また、平成 30 年度内部監査結果等を踏まえ、リスク管理上の課題を分析・評価したうえで平成 31 年度内部監査実施計画を策定した。 ○ 平成 30 年 7 月 25 日に改定された政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠するため、必要に応じ最高情報セキュリティ副責任者の設置、情報セキュリティ対策の開発事業者から運用保守事業者への引継ぎ等について明文化し、情報セキュリティポリシー等関係規程の見直しを行った。また、情報セキュリティ対策として、提供する全てのウェブサイトの常時暗号化、電子メール	
	(1) 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知）を踏まえ、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有すること。 また、モニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制	(1) 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知）を踏まえ、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有する。 また、モニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、機構の組織規模及び事務・事業の特性を	(1) 内部統制の更なる充実を図るため、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有する。 また、ガバナンス委員会や監査によるモニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う。					

	の更なる充実を図ること。 (2) 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。 また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。	踏まえた内部統制の更なる充実を図る。 (2) 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。 また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	(2) 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を必要に応じて見直すとともに、サイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。 また、上記の対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	○ 情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組んでいるか。 ○ 情報セキュリティ対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図っているか。	議において内部監査の総括報告を行うとともに、その結果等を踏まえ、リスク管理上の課題を分析・定量評価し、平成 31 年度内部監査計画を策定した。 ○ 平成 30 年 7 月 25 日に改定された政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠するため、情報セキュリティポリシー等関係規程の見直しを実施した。 ○ 統一基準の改定に伴う情報セキュリティ対策として、WAM NET 事業及び機構ホームページにおいて、①提供する全てのウェブサイトの常時暗号化、②電子メール通信（SMTP）の暗号化についての対応を実施した。 ○ 情報システムの安全性・信頼性の確保のため、情報システム委員会における審議・承認を経て、平成 30 年度情報セキュリティ計画を策定の上、以下のとおり情報セキュリティ対策を実施した。 また、その内容については情報システム委員会において検証を実施することで、PDCA サイクルを踏まえた情報セキュリティ対策の強化・改善を図った。 a 人的対策 ・標的型攻撃メール対応訓練（実績：6 回） ・構内 LAN（オープン環境）におけるセキュリティ関連情報の周知 ・新任者向け情報セキュリティ研修及び情報システム管理者向け研修 b 技術的対策 ・外部受信メール内の URL 無効化 ・外部メール受信時の受信前確認画面における後閲対応を可能にするための、一時保留機能	ティポリシー等関係規程の見直しを行った。また、情報セキュリティ対策として、提供する全てのウェブサイトの常時暗号化、電子メールのサーバ間通信の暗号化及びメール通信の暗号化について、平成 31 年 1 月から運用を行い、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化を図った。 ○ 情報システムの安全性・信頼性の確保のため、内部セキュリティ対策の一環として、標的型攻撃メール対応訓練や情報セキュリティ研修等の人的対策を実施した。 また、外部受信メール内の URL 無効化、外部受信メールについて不審かどうかの判断を事後に可能とする技術的対策及び持ち込み PC の検知機能の導入を実施したことで、セキュリティ対策の更なる高度化を図った。 ○ 厚生労働省より指示のあった情報資産の棚卸し及びリスク評価について、全ての対象システムにおいて実施した。 ○ 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）による情報セキュリティ監査における指摘を受け、情報セキュリティ対策基準について、情報セキュリティ監査の結果を受領した後の改善計画の策定等を定める改正を行った。 ＜課題と対応＞ 特になし。	のサーバ間通信の暗号化及びメール通信の暗号化について、平成 31 年 1 月から運用を行い、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化を図った。 ○ 情報システムの安全性・信頼性の確保のため、内部セキュリティ対策の一環として、標的型攻撃メール対応訓練や情報セキュリティ研修等の人的対策を実施した。 また、外部受信メール内の URL 無効化、外部受信メールについて不審かどうかの判断を事後に可能とする技術的対策及び持ち込み PC の検知機能の導入を実施したことで、セキュリティ対策の更なる高度化を図った。 ○ 以上のとおり、内部統制の充実やセキュリティ対策の強化に取り組んでいるため、「B」評価とする。
--	---	---	--	---	---	--	--

					の追加 c 災害時対応訓練（データセンター） ○ 厚生労働省からの指示の下、「情報セキュリティ強化等に向けた組織・業務改革－日本年金機構への不正アクセスによる情報流出事案を踏まえて－」（平成 27 年 9 月 18 日厚生労働省）等に基づき、データベースを保有する情報システムを対象とした情報資産の棚卸し及びリスク評価を実施した。 ○ 平成 29 年度に受検した内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）による「情報セキュリティ監査」のフォローアップに対応した。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－3	人事に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号 713・757

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 職員の人事に関する計画 （1）女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じる。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：B ○ 育児・介護等との両立支援の推進については、新たに産前産後休暇、育児休業及び復帰後の職員のための相談体制を整備するとともに、職員の両立支援制度への理解を深め、利用しやすい環境づくりを促進することを目的として、介護支援研修の実施や大阪支店にて両立支援制度に関する説明会を開催した。 ○ ワーク・ライフ・バランスの推進については、専門家を講師に招き研修を実施するとともに、勤務時間管理や年次有給休暇の取得促進等の取組みを一層推進することを目的として、時間外勤務実績を経営企画会議に毎月報告したほか、マイホリデー（計画年休制度）、ノー残業ウィーク、夏季休暇及び定時退社日の実施状況についても、定期的な報告を実施した。	評定 B	＜評定に至った理由＞ ○ 育児・介護等との両立支援の推進については、新たに産前産後休暇、育児休業及び復帰後の職員のための相談体制を整備するとともに、介護支援研修の実施や大阪支店にて両立支援制度に関する説明会を開催した。 ○ ワーク・ライフ・バランスの推進については、専門家を講師に招き研修を実施するとともに、時間外勤務実績を経営企画会議に毎月報告したほか、マイホリデー（計画年休制度）、ノー残業ウィーク、夏季休暇及び定時退社日の実施状況についても、定期的な報告を実施した。
	3 人事に関する事項 （1）女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じること。 （2）職員の資質向上を図るため、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織	1 職員の人事に関する計画 （1）女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じる。 （2）職員の資質向上を図るため、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を	1 職員の人事に関する計画 （1）女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じる。 （2）担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした、より効果的な研修を	＜評価の視点＞ ○ 育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じているか。 ○ 職員の資質向上を図るため、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした各種	○ 育児・介護等との両立支援を推進する観点から、新たに産前産後休暇、育児休業及び復帰後の職員のための相談体制を整備した。 また、職員の両立支援制度への理解を深め、利用しやすい環境づくりを促進することを目的として、介護支援研修を実施するとともに、大阪支店にて両立支援制度に関する説明会を開催した。 ○ 女性活躍や働き方改革を推進する観点から、専門家を講師に招きワーク・ライフ・バランスに関する研修を実施した。 また、勤務時間管理や年次有給休暇の取得促進等の取組みを一層推進することを目的として、時間外勤務実績を経営企画会議に毎月報告したほか、マイホリデー（計画年休制度）、ノー残業ウィーク、夏季休暇及び定時退社日の実施状況についても、定期的な報告を実施した。 ○ 業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的として、公開セミナー（「交渉力（ネゴシエーション力）向上研修」ほか）、通信教育（「問題解決力ステップアップコース」ほか）及び部署毎における固有の能力を習得するための専門研修を	○ 研修については、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施するとともに、若手職員の育成・専門性の向上に資するため、国の政策動向を踏まえた平成30年度若手職員勉強会年間計画を策定のうえ、勉強会を開催（5回）した。 また、昨年度に引き続き、係員を対象として機構業務に必要な基礎知識を習得するための基礎知識研修や各業務基礎研修を実施したほか、金融業務機能の強化を目的として、貸付部門に所属する職員を対象とした研修通信教育（金融業務能力検定）を継続して実施するなど、研修内容の充実を図った。 ○ 外部との人事交流については、民間		○ 研修については、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施するとともに、平成30年度若手職員勉強会年間計画を策定のうえ、勉強会を開催（5回）した。 また、係員を対象として機構業務に必要な基礎知識を習得するための基礎知識研修や各業務基礎研修を昨年度に引き続き実施したほか、金融業務機能の強化を目的として、貸付部門に所属する職員を対象とした研修通信教育（金融業務能力検定）を継続して実施するなど、研修内容の充実を図った。 ○ 以上のとおり、ワーク・ライフ・バランスの推進や研修制度の充実に努めており、人事施策の改善・充実に図っているため、「B」評価とする。

	運営に努めること。	的とした各種研修を実施するとともに、引き続き外部との人事交流を行う。	実施する。 また、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修や金融業務機能の強化のための研修を実施するとともに、民間金融機関等との人事交流を行う。	研修を実施するとともに、外部との人事交流を行っているか。	実施した。(公開セミナー参加者：18名、通信教育受講者：7名) ○ 若手係員層を対象として、機構業務に必要な独立行政法人の法令や貸付契約等の基礎知識を習得する基礎知識研修を実施したほか、多岐にわたる機構の各事業に係る制度概要や今後の課題等を習得する各業務基礎研修を実施した。 ○ 国の政策動向を踏まえた平成30年度若手職員勉強会年間計画を策定し、「参加の力が創る共生社会」に関する勉強会を開催するなど、外部講師等による勉強会を実施した。(実績：5回) ○ 金融業務機能の強化を目的として、貸付部門に所属する職員を対象とした通信教育(金融業務機能検定)を実施した。(融資コース：6名、財務コース：5名、法務コース：2名) ○ 職場における人権意識の向上、人権啓発推進の一環として、人権啓発研修を実施した。 ○ 専門性の高い職員を育成・確保するため、民間金融機関等との人事交流を実施した。	金融機関等との人事交流を引き続き行った。 ＜課題と対応＞ 特になし。	
		2 施設及び設備に関する計画 なし	2 施設及び設備に関する計画 なし				
		3 積立金の処分に 関する事項 前期中期目標の期間の最終事業年度において、通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項に定める業務の財源に充てることとする。	3 積立金の処分に 関する事項 前期中期目標期間からの繰越積立金は、独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項に定める業務の財源に充てることとする。				

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)